

山陰海岸国立公園

公園計画書

令和6年3月28日

環境省



## 目 次

1	基本方針	1
2	規制計画	5
	(1) 保護規制計画等	5
	ア 特別地域	5
	(ア) 特別保護地区	7
	(イ) 第1種特別地域	16
	(ウ) 第2種特別地域	21
	(エ) 第3種特別地域	26
	イ 海域公園地区	29
	ウ 関連事項	34
	(ア) 採取等規制植物	34
	(イ) 乗入れ規制区域及び期間	36
	(ウ) 捕獲等規制動植物及び区域	38
	(エ) 普通地域	41
	エ 面積内訳	43
3	事業計画	45
	(1) 施設計画	45
	ア 保護施設計画	45
	イ 利用施設計画	46
	(ア) 集団施設地区	46
	(イ) 単独施設	55
	(ウ) 道路	59
	a 車道	59
	b 歩道	61
	(エ) 運輸施設	64
	(2) 自然体験活動計画	65
4	参考事項	68
	過去の経緯	68



## 1 基本方針

山陰海岸国立公園は、奥丹後半島基部の網野海岸から鳥取砂丘まで東西約 75km に及ぶ海岸線及び海域を中心とする公園であり、陸と海とが一体となった変化に富む海岸景観を有する傑出した風景地として、昭和 38 年 7 月 15 日に国立公園に指定された。

本公園の最大の特徴は、「海岸地形の博物館」と称すべき顕著な地形の多様性である。そして、多様な地形は更に多様な植生や動物相、自然現象、文化を生み、地域を豊かに彩っている。これら変化に富んだ地形と、それに応じた個性ある自然環境や文化から成る魅力は、当地ならではのものである。

多様な地形は、日本海の形成という地球史に刻まれる活発な地殻変動や火山活動を通して育まれた。その過程で生まれた多様な岩石はそれぞれ異なる地質構造を持つため、日本海の荒波や季節風による浸食・風化によって様々な変化を遂げ、海食崖、海食洞、岩礁等が著しく発達した奇勝の海岸線を成した。一方で、海食で生じた砂や河口から運ばれた砂は、こうした岩石海岸とは対照的な砂浜海岸を形成した。水平線を背にして雄大に広がる鳥取砂丘では、絶えず供給される砂と吹き付ける潮風が、刻々と変化する景観を作り出している。

植物では、対馬暖流の影響を受けタブノキやツバキ等の照葉樹からなる黒々とした海岸林が見られるほか、断崖や岩礁にはクロマツやトベラ、砂丘にはハマゴウ、ハイネズ、トウテイランなど、過酷な海浜環境に適応した典型的又は希少な海岸植生が観察できる。動物では、洞窟を中心に生息するイワツバメやキクガシラコウモリ、海食崖に営巣するハヤブサ、磯で採餌するクロサギ、砂丘に生息するイソコモリグモやカワラハンミョウといった昆虫類、藻場や岩礁を棲みかとする魚類やウミウシ等、特徴的な環境ならではの動物が多く生息する。

また、地形・地質に由来する特異な自然現象を多く目にもすることもできる。断層に沿って随所から湧出する温泉、豊岡盆地から狭隘な円山川に沿って怒濤のごとく日本海へ流れ出す雲海、日本海の水蒸気を吸った北西の季節風をもたらす豪雪、玄武洞や鎧の袖に仰ぎ見る大規模な柱状節理など、その相貌はバラエティに富みダイナミックである。

こうした環境に根ざして、城崎温泉に代表される伝統的な温泉街や、瓦屋根と焼杉板張りの家屋からなる漁村などの町並みが生まれた。数多く発達した入り江や湾それぞれに大小様々な港町があり、カニやイカ等の日本海の幸を堪能できるほか、近世に北前船の風待ち港として栄えた諸寄地区や竹野地区、平家集落として現在も儀式を受け継ぐ御崎の高台に孤立した集落など、複雑で険峻な地形によって紡がれてきた歴史を探訪することもできる。また、鳥取砂丘に見られるラッキョウ畑、砂州に守られた久美浜湾におけるカキ養殖など、農業や水産業のあり方も個性的である。

このように多様性を極めた地形・地質、そこから生まれた生態系、人の暮らし・温泉・食や歴史に触れることによって、あまたの色濃いストーリー（物語）を体験できることが、当地ならではの価値と言える。

本公園では、山陰海岸固有の魅力であるこれらの資源を守り継ぐとともに、国内外から訪れる人々の様々なニーズに合わせて、その魅力に応じた利活用を図ることで、感動と癒しを持続的に届

けられる状態を目指す。

また、本公園では、シーカヤックやスタンドアップパドルボード（SUP）、スノーケル等の海上、海中からの体験利用、山陰海岸ジオパークトレイルの利用やジオガイドによるツアー等の様々な取り組みが行われており、これらの様々な利用の展開により、訪れる人の興味や関心にきめ細やかに応じた質の高いサービスを、四季を通じて持続的に提供できる状態を目指す。

これらのビジョンを達成するため、「自然環境・景観の保全」「質の高いサービスの提供」「利用環境の整備」「美しい自然環境の維持」「関係者との連携」について以下のとおり管理運営の基本方針を定める。

### ① 自然環境・景観の保全

海岸景観を形作る地形・地質資源の保全については、山陰海岸ジオパークとも連携し、その保全及び魅力の発信に努めるとともに、山陰海岸の自然環境に適応した独自の生態系を保全するため、希少野生動植物の分布状況について関係者と情報共有し、連携した保護保全活動を実施する。また、外来植物やニホンジカ等の侵入等による希少植物をはじめとする在来植物への影響に注視し、必要に応じて適切な保全対策を関係者と連携して行う。

海岸景観については、海の利用を想定した眺望の保全にも配慮し、海岸侵食や浜崖の拡大等の課題や知見を関係者と共有するとともに、対策は自然景観と調和したものとなるよう配慮する。海中景観を厳正に保護していくため、海中景観の現況把握及びモニタリング手法の開発とその実施について検討する。

### ② 質の高いサービスの提供

シーカヤックやスタンドアップパドルボード（SUP）、スノーケル等の海上・海中の利用や、トレッキングや散策等の歩く利用、ジオパークガイドによるツアー等の様々な自然体験の機会を創出し、本公園の魅力の再発見及びより深い自然とのふれあいや自然環境の学びを通じ、利用者の来訪や再訪を促す。また、ビジターセンターや各ジオパーク拠点施設において、景観、地形・地質、動植物等の本公園の魅力を知り、学び、体験する機会を創出するとともに、受入れ側が知識や経験を共有し、各種自然体験サービス全体の質の向上を目指す。外国人利用者の受入れ体制の充実を図るため、多言語による情報提供や発信、ガイドの育成等に努める。一地域の自然資源のみならず、伝統的な生活文化、街並み景観、温泉、食文化等の多様な資源を組み合わせることで利用者へ提供する等により、広域的な体験型・滞在型観光を推進する。

### ③ 利用環境の整備

利用者が安全かつ快適に利用できるように必要な施設を整備、維持管理し利用環境の向上に努めるとともに、利用者が、自然の仕組みや自然環境の保全の重要性を理解し、知識を深めることができるように案内板、解説板等の標識整備の充実を図る。また、好展望地については、多くの人に訪れてもらえるよう誘導案内を行うとともに、維持管理体制の構築と適切な管理により良好

な眺望を確保し、眺望利用を推進し、著しく老朽化もしくは損壊した施設については、撤去・改修等の対応を関係機関等と検討し、風致景観の維持に努める。利用上危険な箇所については、注意標識や安全施設を設ける等、安全確保を図る。

#### ④ 美しい自然環境の維持について

美しい自然環境を維持するため、各種清掃活動を継続する。特に海岸漂着ごみについては、関係流域や隣接地域の関係者間で情報共有を図り、連携した活動の実施を検討する等、事業の効率化と充実を図る。自然災害によるごみの大量発生等、突発的な事案については、関係者が連携して対応する。また、指定場所以外でのキャンプの禁止やごみの投棄の禁止について周知徹底し、バーベキュー等によるごみの散乱、燃え殻等による砂浜の汚染を防ぐとともに、山火事の防止、野生動植物保護等の観点から、指定場所以外での焚き火の禁止やごみの持ち帰りをはじめ、適切な利用マナーを利用者に周知、啓発する等、適切な指導を行う。

#### ⑤ 関係者との連携

本公園区域と重なる山陰海岸ジオパークとは、ビジョンを共有し、本公園及びジオパークに関わる多くの者の多様な視点、知見、経験を活かして、各種課題に連携して取り組む。また、ビジターセンターや各ジオパーク拠点施設を中心に、ジオガイドをはじめとする地元ガイド団体や小中学校、高等学校等と連携し、地域の子どもたちや住民等を対象に環境教育・環境学習を進め、山陰海岸の魅力を地域内外に伝えることができる人材の育成に努める。

関係機関は日常的に情報共有し、本公園に関する適正な情報発信を積極的に行う。

以上のビジョン、管理運営の基本方針を踏まえながら、風致・景観の保全を図るとともに、適正な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定める。

### (1) 規制計画

#### ア 保護規制計画

##### (ア) 特別保護地区

本公園は、海岸景観を主体とする公園であるため、これらのうち、特に優れた地域については特別保護地区に指定し、厳正な景観の保全を図るものとする。

##### (イ) 第1種特別地域

特別保護地区に接する猫崎、切浜、柴山、沖浦、御崎地域及びその他の海岸部のうち、五色浜、小天橋、御待岬、岡見公園、浦富海岸、駈馳山海岸地域については優れた風致の維持を図るため、第1種特別地域とする。

##### (ウ) 第2種特別地域

網野海岸、丹後砂丘、久美浜湾、円山川、竹野海岸、香住海岸、浜坂海岸、浦富海岸、鳥取砂丘の沿岸部等については、良好な風致の維持を図るため、第2種特別地域とする。

(エ) 第3種特別地域

特別保護地区、第1種特別地域及び第2種特別地域以外の地域で、本地域の風致を全体的に維持するために必要な地域及び農林漁業等との調整を配慮しつつ公園利用の促進を図ることが必要な地域は第3種特別地域とする。

(オ) 海域公園地区

透明度が高く、多様な海藻群落等が発達する海域及び陸域と海域の一体的な海岸景観の保全を図ることが必要な海域を海域公園地区とする。

(2) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

重要な利用拠点であり、休憩所、宿舎、ビジターセンター、駐車場等の利用施設が最小限必要とされていることから、集団施設地区として維持し、適切な整備方針等を定める。

施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和に配慮するとともに、地域の伝統的技術や素材、再生可能エネルギー等を活用する。

(イ) 単独施設

利用実態から見て必要である施設又は現存し、公園利用に用いられている施設について、事業実施の可能性や整備による風致景観への支障のないことを確認の上でふさわしい種別の計画を位置づける。

(ウ) 道路（車道）

園地や集団施設地区への到達路、興味地点をつなぐ車道として現存し、利用されている車道を位置づける。

(エ) 道路（歩道）

整備による風致景観への支障のないことを確認の上、登山道や散策路として現存し、利用されている歩道を中心として、風景（自然・人文風景）、歴史、文化などの奥深さを知り、体験することのできる長距離自然歩道や歩道を計画する。

(オ) 運輸施設

海域からの景観を鑑賞するための遊覧船として現存し、利用されている、あるいはその見込みのある運輸施設を位置づける。

## 2 規制計画

### (1) 保護規制計画

#### ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表 1 : 特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
京都府	京丹後市 網野町浅茂川、網野町磯、網野町木津、網野町塩江、 網野町浜詰、久美浜町大向、久美浜町葛野、久美浜町 鹿野、久美浜町蒲井、久美浜町神崎、久美浜町向磯、 久美浜町甲山及び久美浜町湊宮の各一部	1,247
	京都府の海域の公園区域内の島しょ及び岩礁の全部 (但し、港湾区域及び漁港区域を除く)	
	小 計	1,247
兵庫県	豊岡市 城崎町今津、城崎町桃島、城崎町湯島、竹野町宇日及 び竹野町田久日の全部並びに赤石、小島、気比、瀬 戸、田結、津居山、城崎町上山、城崎町来日、城崎町 楽々浦、城崎町戸島、城崎町飯谷、城崎町結、竹野町 阿金谷、竹野町芦谷、竹野町切浜、竹野町竹野、竹野 町羽入、竹野町浜須井及び竹野町松本の各一部	3,117
	美方郡香美町 香住区相谷、香住区上計、香住区余部、香住区浦上、 香住区沖浦、香住区訓谷、香住区境、香住区下浜、香 住区無南垣、香住区安木及び香住区鎧の各一部	1,795
	美方郡新温泉町 大字三尾、大字赤崎、大字芦屋、大字居組、大字釜 屋、大字清富、大字指杭、大字田井、大字浜坂及び大 字諸寄の各一部	1,151
	兵庫県の海域の公園区域内の島しょ及び岩礁の全部 (但し、港湾区域及び漁港区域を除く)	
	小 計	6,063

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鳥取県	鳥取市内 国有林鳥取森林管理署 1 林班の一部 鳥取市 大字浜坂、福部町海士、福部町岩戸、福部町細川及び 福部町湯山の各一部	1,000
	岩美郡岩美町 大字田後、大字網代、大字岩本、大字浦富、大字大 谷、大字大羽尾、大字陸上、大字小羽尾及び大字牧谷 の各一部	474
	鳥取県の海域の公園区域内の島しょ及び岩礁の全部	
	小 計	1,474
合 計		8,784

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表 2 : 特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
兵庫県	豊岡市 竹野町切浜、竹野町田久日及び竹野町竹野の各一部	34
	美方郡香美町 香住区相谷、香住区余部、香住区浦上、香住区沖浦、 香住区境、香住区下浜、香住区無南垣、香住区安木及 び香住区鑑の各一部	247
	美方郡新温泉町 大字三尾、大字赤崎、大字芦屋、大字居組、大字清 富、大字指杭、大字田井及び大字諸寄の各一部	150
	兵庫県の海域の公園区域内の島しょ及び岩礁の全部 (但し、港湾区域及び漁港区域を除く)	
	小 計	431
鳥取県	鳥取市 大字浜坂及び福部町湯山の各一部	131
	岩美郡岩美町 大字網代、大字大羽尾、大字田後及び大字牧谷の各一 部	38
	鳥取県の海域の公園区域内の島しょ及び岩礁の全部	
	小 計	169
合 計		600

(表 3 : 特別保護地区内訳表)

名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
平井鼻	兵庫県豊岡市 竹野町田久日の一部	田久日集落東方に突出する小岬で、曲線をえがく流理模様を有する宇日流紋岩の柱状節理が露出している。 これは、猫崎とならんで、この岩体の海食された代表的景観である。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	7
猫崎	兵庫県豊岡市 竹野町竹野の一部	竹野川河口に形成された陸繋島である。平均幅 250m、長さ 1,200mの北へ伸びたこの半島の先端『猫崎』は、兵庫県の最北端にあたり、中央部には標高 141.3mの賀島山がそびえ、東西山腹は急傾斜で海に落ち込んでいる。 この半島南半分の台地は、北に傾斜した凝灰岩の層からなり、その上に北半分の賀島山を形成している宇日流紋岩が乗っていて、柱状節理が見事に発達し、北西岸の大仏、小仏付近は、特に見事な断崖を見せている。また、山上にはモチノキ、ヤブツバキを主体とする本公園でも数少ない自然林を見ることができる。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	18
黒崎鼻	兵庫県豊岡市 竹野町切浜の一部	切浜集落北方に突出する岬で、花崗岩を角礫凝灰岩が不整合に覆っており、その複雑な地質が海食を受けて、峡谷状の凹凸のある変化に富んだ地形となっている。また、この岬の西端には海食によって岩石中の亀裂ができた、典型的な亀裂洞門である淀洞門が見られる。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	9

名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
貝殻浜	兵庫県美方郡香美町 香住区相谷及び香住区安 木の各一部	相谷から貝殻浜間の海岸で、安山岩質角礫凝灰岩よりなり、小出入に富み、また、 大小の岩礁が散在し、東の猫崎、西の柴山を背景として優れた景観を呈している。 西端の貝殻浜は、本公園には珍しく、海浜に貝殻が集まっているのが見られ、また 付近には鍋滝洞門がある。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	58
柴山	兵庫県美方郡香美町 香住区無南垣の一部	柴山は、標高 223.2m、豊岡累層の河江火山岩層からなる孤峰で、猫崎と共に航行の 目標となっている。そしてその北壁は斜長石流紋岩からなる高さ 120mの垂直に近い断 崖となって日本海にのぞみ、黄褐色の岩肌をつらね『柴山赤壁』と呼ばれている。 また、この北壁の西北端には角礫凝灰岩中の小断層に沿って海食のすすんだ朝日洞 門が見られる。この洞門は、その底が海面より上にあり、この地域が洞門ができた後 に上昇したことが伺われる。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	6
臼ヶ浦島	兵庫県美方郡香美町 香住区浦上及び香住区無 南垣の各一部	本地区は、柴山湾と佐津湾の間に突出している半島先端部と狭い水道をへだてて位 置する臼ヶ浦島で、河江火山岩層の凝灰岩類でできており、その地層は東方向に向か って約 10 度傾斜して、下層の香住層に乗りかかっているのが露見される。 臼ヶ浦島は矢じり状の小島で断崖に囲まれているが、南の浅い水道に面して小規模 な砂浜があり、夏の間は家族連れが海水浴や海中観察の場として利用している。ま た、佐津湾側の海岸には獅子島等の奇岩も見られる。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	32

名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
今子浦	兵庫県美方郡香美町 香住区沖浦及び香住区境 の各一部	<p>柴山湾西側の半島先端から今子浦へ至る海岸及び沖合に浮かぶ島々で、その地質は豊岡累層の瀬戸火山岩層の角礫凝灰岩からなる。この地域では断層や亀裂にそって海食のすすんだ大小の洞門、洞窟や白石島、黒島、但馬赤壁及び今子千畳敷等が集まっており、名勝指定地ともなっている。</p> <p>白石島は、淡白青色の凝灰岩からなり、島内はシイモチノキの常緑広葉樹が密生する自然林で覆われている。黒島は、黒い安山岩質の角礫凝灰岩からなり、すぐそばの白石島とは対照的である。この島の東側には五色洞門がある。この洞門は、洞窟の奥が落ち込んで洞門となったもので、天井にはおびただしい数のイワツバメが営巢している。</p> <p>但馬赤壁は、黒島の対岸今子浦から北に続く安山岩質の角礫凝灰岩の大海食崖で北端の大引鼻は香住湾を一望する優れた展望地点である。また、赤壁の基部には、凝灰岩からなる隆起海食台が見られ、その広さから千畳敷と呼ばれている。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	34

名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
<p>鎧の袖</p>	<p>兵庫県美方郡香美町 香住区下浜及び香住区鎧 の各一部</p>	<p>香住湾西部から鎧の袖までの海岸には小島、岩礁が群がり、但馬松島と呼ばれている。これらのうち、香住湾に近い弁天島、松島などは粗粒玄武岩からなる柱状節理が発達し、岩柱は高さ 10m以上に達し、直径 1 m以上に及ぶものも珍しくない。また鎧の袖近くでは、兄弟赤島など小区域に赤味を呈した河江火山岩層の岩石が見られ付近の瀬戸火山岩層あるいは香住層との色彩のコントラストを呈している。</p> <p>鎧の袖はオッパセ浜西方突端にある大断崖で、高さ 70m、幅 200mに達し、粗面岩質流紋岩の柱状節理を加え、あたかも鎧の“オドシ”の観を呈している。</p> <p>鎧の袖先の海面には鎧の袖の岩床が海食によって分離されて出来た鷹の巣島、蜂の巣島等の岩礁が散在し、これらの岩はインディアンの横顔や蜂の巣のように見え、楽しい海食景観を見ることができる。</p> <p>鎧の袖の西側にはこの岩床の柱状、板状節理の一部が海食を受けて出来たくじゃく洞門がある。その西に続く断崖は、凝灰岩層からなり、岸壁の下部にはこれに貫入した粗粒玄武岩の岩床を見ることができる。</p> <p>また、本地区西端の松ヶ崎は白色の凝灰岩と凝灰質砂岩が見事な成層を示しており『百層崖』と呼ばれている。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	<p style="text-align: center;">48</p>
<p>窓島</p>	<p>兵庫県美方郡香美町 香住区余部及び香住区鎧 の各一部</p>	<p>鎧湾から余部湾間の海岸で、地区の中心となる窓島は、角礫凝灰岩中の粗面岩質流紋岩が海食に耐えて残ったもので、中央に 2 個の洞門があり、メガネ島とも呼ばれる。西端余部湾との境にあるサワリ鼻は基盤となる凝灰岩床の上に柱状節理をもった粗粒玄武岩の岩床が見られ、その境界が見事な線を見せている。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	<p style="text-align: center;">12</p>

名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
御火浦	兵庫県美方郡香美町 香住区余部の一部 兵庫県美方郡新温泉町 大字三尾の一部	<p>本地区を含む余部の西、伊笹岬から岸田川河口にかけての海岸一帯は、『但馬御火浦』として名勝・天然記念物に指定されている。</p> <p>本地区の特色は、基岩である瀬戸火山層の角礫凝灰岩を貫く多くの岩脈があり、その岩脈の壁面にそって海食がすすんで出来た数多くの洞門、洞窟が見られることである。規模の大きさから世界的といわれる釣鐘洞門をはじめ十字洞門、地獄極楽洞門等有名な洞門が連なり壮観である。</p> <p>西端の鋸岬は延長 500m、海へ突き出した角礫状の流紋岩及び角礫凝灰岩からなる岩脈で、その稜部は鋸歯状をなしている。また、岬の中ほどには東西に穴をうがった旭洞門が見られる。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	59
三尾大島	兵庫県美方郡新温泉町 大字三尾の一部	<p>本地区は、豊岡累層の礫岩層を貫く粗面岩質流紋岩の岩床及び岩脈が広く発達している。東部には、安山岩質角礫凝灰岩の岩礁群、松島、天子岩等があり、付近の角礫岩中には玄武岩の見事な岩脈が見られ、又下荒洞門がある。</p> <p>大島は、アルカリ粗面岩質流紋岩からなり、発達した柱状節理の大集合で、特に東岸がすぐれており、それを貫く玄武岩の岩脈も見られる。また、対岸の日和山も柱状節理の断崖をめぐらしている。三尾集落の西には、通天洞門があり、この付近では基盤が但馬東部を占める豊岡累層から八鹿累層に変わる。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	28

名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
田井、赤崎	兵庫県美方郡新温泉町 大字赤崎、大字田井及び 大字三尾の各一部	<p>赤崎は、地名に見られるように岩石が八鹿累層の溶岩、集塊岩、火山角礫岩、火山円礫岩及び凝灰岩からなり、色彩は暗褐色で赤鉄鉱を含み赤色を呈する部分がある。西側には、粗面岩質流紋岩の岩脈が見られ、放射状に発達した柱状節理（クジャク岩）が見られる。</p> <p>田井、指杭は名勝天然記念物『但馬御火浦海岸』の西部にあたり、鳥取県の浦富海岸と共に兵庫県地内における花崗岩の海岸で、放状節理が発達した断層風景を主とし、田井の浜には蓬菜島等岩礁景観が見られる。田井、指杭の境界近くには節理にそって海食がすすんで出来た竜宮洞門がある。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	54
鬼門崎	兵庫県美方郡新温泉町 大字清富及び大字指杭の 各一部	<p>田井の浜から鬼門崎間の海岸で、本地区の東部は花崗岩、西部は矢田川層群の流紋岩に覆われている。</p> <p>矢田川層群については、白亜紀後期の火山岩類に属しているものと考えられ、国立公園区域で矢田川層群が現れるのは、わずかに本地区の鬼門崎付近のみである。ここでは、その東に断層で接している花崗岩地帯と類似した白色の岩石が露出し、岸田川河口付近にある北但馬層群の礫岩の黒っぽい岩層と好対照をなしているのがみられる。また、鬼門崎の先端近くには顕著な断層が見られ、矢田川層群の流紋岩の上に北但馬層群の礫岩が不整合に覆い北に傾斜しているのがわかる。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	20

名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
矢城が鼻	兵庫県美方郡新温泉町 大字芦屋の一部	<p>浜坂港と諸寄港にはさまれた矢城が鼻一帯で、北面に面した千束断崖は、公園区域中最大の規模で、高さは 180m、地質は八鹿累層郡の角礫凝灰岩と集塊溶岩からできており、断崖のふもとは溶岩中の亀裂が海食からできており、断崖のふもとは溶岩中の亀裂が海食されてできた東ノ洞門が見られる。また、矢城が鼻にはこれを貫いた流紋岩の岩脈が見られ、この岩脈は N60° W の方角に走り、その北側の角礫凝灰岩は大部分が海食によって崩れ落ち、岩脈の壁面が海に面して広くあらわになっている。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	22
海金剛	兵庫県美方郡新温泉町 大字諸寄の一部	<p>諸寄湾西方の海金剛の断崖（高さ 60～80m）を中心とし、周辺に散在する小島郡を含む。</p> <p>海金剛は、千束断崖と同じく玄武岩質安山岩の集塊岩、凝灰岩、溶岩からなり、これらが互層してあたかも火山の断面を見るようである。また、本地区には、角礫凝灰岩を貫く流紋岩の岩脈及びそれにそって海食がすすみできた小洞門が多い。島には神の島、たけのこ島等特異な姿のものがある。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	8
居組	兵庫県美方郡新温泉町 大字居組の一部	<p>居組穴見海岸から居組湾口に至る海岸で、主として八鹿累層の黒い色をした玄武岩質の角礫凝灰岩からなり、洞門岩礁が多い。岩礁では、穴見沖の白島が角礫の少ない火山灰の多い岩で、その色は灰白色を呈し、付近の岩々が黒い色をしているのと好対照である。洞門では、ハナヅル洞門及びツバクロ洞門が有名である。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	16

名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
竜神洞	鳥取県岩美郡岩美町 大字大羽尾及び大字牧谷 の各一部	海食景観を代表する海岸線を呈しており、羽尾岬の先端には流紋岩質凝灰角礫岩に入った南北方向の断層に沿って海食が進行したといわれる海食洞（竜神洞）がある。洞内にはコキクガシラコウモリ（鳥取県・準絶滅危惧種）が生息しており、学術的にも価値の高い地域である。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	18
浦富海岸	鳥取県岩美郡岩美町 大字網代及び大字田後の 各一部	方状節理の発達した花崗岩の海食景観を代表するものであり、傑出した海岸線を呈する。 海食崖と海食洞は変化に富み、その海岸線は出入りが多く、小浜湾や大小の島々がめまぐるしい程に展開する。明るい色彩の岩肌とよく澄んだ海水が美しく、クロマツと相まって『山陰松島』と称賛されてきた風景地である。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	20
鳥取砂丘	鳥取県鳥取市 大字浜坂及び福部町湯山 の一部	奥行きが深く、起伏に富んでおり、内陸的な砂丘景観を呈する、傑出した海岸砂丘である。 海から石英砂が吹き上げられて堆積したもので、不規則に高低起伏が連なり、風紋、摺鉢等で代表される内陸的砂丘に特徴がある。また、古砂丘に新砂丘が被覆する点や砂丘植物の群落が典型的に見られる点など、学術的に極めて重要である。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	131
島しょ岩礁	兵庫県・鳥取県の海域の公園区域内の島しょ、及び岩礁の全部。（但し、兵庫県内の港湾区域、漁港区域を除く。）	海食による奇岩、怪岩も多く、岩上にはクロマツが生育する等、添景として優れた海岸景観を造り出している。 厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。	
合 計			600

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
京都府	京丹後市 網野町磯、網野町塩江、網野町浜詰及び久美浜町湊宮 の各一部	148
	京都府の海域の公園区域内の島しょ及び岩礁の全部（但 し、久美浜港湾区域以外の港湾区域、漁港区域を除く）	
	小 計	148
兵庫県	豊岡市 瀬戸、竹野町切浜及び竹野町竹野の各一部	36
	美方郡香美町 香住区余部、香住区沖浦、香住区境及び香住区無南垣 の各一部	136
	美方郡新温泉町 大字居組の一部	27
	小 計	199
鳥取県	鳥取市 福部町岩戸の一部	9
	岩美郡岩美町 大字大谷及び大字陸上の各一部	26
	小 計	35
合 計		382

(表5：第1種特別地域内訳表)

名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
五色浜	京都府京丹後市 網野町磯及び網野町塩江 の各一部	<p>日本海に面する山地で、標高 110～150mの山稜が海にせまり、60mに及ぶ断崖をなしている。断崖は、流紋岩の柱状、板状節理がよく発達した海食崖である。また、これに連なる南側海岸は広大な海食台地をなしている。</p> <p>地被植物の種類は豊富で、ワカサハマギク、ナガハシスミレ等の貴重な植物群落がある。</p> <p>これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	26
小天橋	京都府京丹後市 網野町浜詰及び久美浜町 湊宮の各一部	<p>木津川河口から久美浜湾口に至る 6.5km の砂丘地帯で、国有海浜地及び公有地保安林である。</p> <p>海浜砂地には、トウテイラン、ハマベノギク等の学術価値の高い海岸植物群落が見られる。海浜砂地の内陸側には、クロマツ、ニセアカシアの海岸造林が行われている。</p> <p>地区の中央部には、史跡函石浜遺物包含地がある。</p> <p>これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	122
御待岬	兵庫県豊岡市 瀬戸の一部	<p>本地区は、その東側に続く日和山海岸（瀬戸火山岩層の凝灰角礫岩からなる）と境界をなし、東側から見ると岬状に突出した地形となっている。</p> <p>御待岬の海岸は、流紋岩及び溶結凝灰岩からなる岸壁がそそり立ち、その地先海域は豊岡海域公園として指定されている。</p> <p>これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	13

名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
猫崎	兵庫県豊岡市 竹野町竹野の一部	<p>猫崎半島は、竹野川河口に形成された陸繋島で、本地区は、この半島基部付近で、その地質は豊岡累層の白い凝灰岩層からなり植物化石を産する。</p> <p>また、本地区以西海岸の凝灰岩の平磯には甌穴群（ポットホール）が見られる。</p> <p>本地区南端の五社神社の林は、クロマツ高木を配し若齢のモチノキ、タブノキ等に被われた自然林で岩石海岸の景観にアクセントを添えている。</p> <p>これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	15
切浜	兵庫県豊岡市 竹野町切浜の一部	<p>切浜集落北方に突出する岬の基部付近で本地区は白亜紀後期の花崗岩体に被われている。但馬海岸の東部地域で海岸線に花崗岩の分布が見られるのは本地区と、香美町香住区安木浜及び香住区無南垣の3カ所に限られており、これらの海岸は中新世の北但層群に被われた海岸とは趣の違った美しい砂浜を持った海岸景観を構成している。</p> <p>また、本地区中央の半島稜線部には小規模ながらも、ナラガシワ林の比較的よくまとまった群落が見られる。</p> <p>これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	8
柴山	兵庫県美方郡香美町 香住区無南垣の一部	<p>柴山は、標高 223.2m、豊岡累層の河江火山岩層からなる孤峰で、猫崎と共に航行の目標となっている。</p> <p>本地区は、海岸の北壁を中心とする特別保護地区の背後景観を構成する山頂部を含む稜線から海岸側の山腹で、その植生はシイモチノキの天然林である。</p> <p>これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	14
沖浦	兵庫県美方郡香美町 香住区沖浦の一部	<p>柴山湾西海岸の先端部と今子浦方面に至る海岸の特別保護地区の背後を構成する山地で、本地区北西端の香住キャニオンは角礫凝灰岩の割れ目にそって海食が進み、両岸がほとんど垂直に近い峡谷状の地形で、洞門、洞窟の成因、変遷を考えるうえで興味深いものとなっている。</p> <p>これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	26

名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
岡見公園	兵庫県美方郡香美町 香住区境の一部	<p>通称岡見公園と呼ばれている陸繋島で、その地質は瀬戸火山岩層からできており、鎧ノ袖岩床によって一部を貫かれている。</p> <p>本地区の見どころは、その植生で、中心部の八坂神社周辺と、岡見山西側及び北側とにシイツバキの自然林がある。この林はシイを主とする高木層、ツバキ、カクレミノ、ユズリハ等の亜高木層、アオキ等の低木層並びにオオベニシダ、イノデ等の草本層といった層化が見事であり、高木や亜高木の幼樹や稚樹もみられて、天然更新が順調に行われていることを物語っている。</p> <p>これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	25
御崎	兵庫県美方郡香美町 香住区余部の一部	<p>伊笹岬から鋸岬までの通称但馬御火浦と呼ばれている海岸線の背後景観を構成する山地中腹部で、本地区の見どころは、その東部にある御崎神社の社叢林である。この林は、その上層がウラジログシ、アカガシ、ミズナラ等を交えており、シイも多い。</p> <p>また、低木層や草本層にはツクシシャクナゲやイワカガミが多く、ハイイヌガヤ、チャボガヤ、ウスノキ、ヒメカンスゲ等寒地性の植物も見られる。低木層にツクシシャクナゲをもつ森林は、山陰の内陸では約 600～900mの常緑広葉樹林帯から落葉広葉樹林帯への移行帯で、やせ尾根や急斜面にみられるのが普通であるが、時には地形的な要因により、このように 300m余りのところに認められることもある。</p> <p>これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	71
浦富海岸	兵庫県美方郡新温泉町 居組の一部 鳥取県岩美郡岩美町 大字陸上の一部	<p>陸上岬から駒馳山までの総称浦富海岸の北端部に位置し、優れた海岸景観を有している。展望台からは、日本海をはじめ東浜の海岸線や羽尾岬が眺望できる。</p> <p>これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	34

名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
駟馳山海岸	鳥取県鳥取市 福部町岩戸の一部 鳥取県岩美郡岩美町 大字大谷の一部	海食崖、岩石海岸、砂浜海岸と僅かな区間で変化に富んだ優れた自然海岸である。 駟馳山は、鐘状の姿で日本海に望む独立峰で、砂岩、泥岩を基盤とし、その上に角閃石、安山岩溶岩等が層を成すもので、海岸線は変化に富んでいる。 これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	28
島しょ岩礁	京都府の海域の公園区域内の島しょ及び岩礁の全部 (但し、久美浜港湾区域以外の港湾区域、漁港区域を除く)	海食による奇岩、怪岩も多く、岩上にはクロマツが生育する等添景として優れた海岸景観を造り出している。 これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	
合 計			382

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
京都府	京丹後市 網野町浅茂川、網野町磯、網野町木津、網野町塩江、 網野町浜詰、久美浜町大向、久美浜町葛野、久美浜町 鹿野、久美浜町蒲井、久美浜町神崎、久美浜町向磯、 久美浜町甲山及び久美浜町湊宮の各一部	1,016
	小 計	1,016
兵庫県	豊岡市 赤石、小島、気比、瀬戸、田結、津居山、城崎町今 津、城崎町上山、城崎町来日、城崎町戸島、城崎町 結、城崎町桃島、城崎町湯島、竹野町宇日、竹野町切 浜、竹野町田久日、竹野町竹野及び竹野町浜須井の各 一部	775
	美方郡香美町 香住区相谷、香住区余部、香住区浦上、香住区沖浦、 香住区訓谷、香住区境、香住区下浜、香住区無南垣、 香住区安木及び香住区鑑の各一部	1,072
	美方郡新温泉町 大字赤崎、大字芦屋、大字居組、大字釜屋、大字清 富、大字浜坂、大字三尾及び大字諸寄の各一部	466
	小 計	2,313
鳥取県	鳥取市内 国有林鳥取森林管理署1林班の一部 鳥取市 大字浜坂、福部町海士、福部町岩戸、福部町細川及び 福部町湯山の各一部	805
	岩美郡岩美町 大字網代、大字岩本、大字浦富、大字大谷、大字大羽 尾、大字陸上、大字小羽尾、大字田後及び大字牧谷の 各一部	410
	小 計	1,215
合 計		4,544

(表7：第2種特別地域内訳表)

名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
日吉山	京都府京丹後市 網野町浅茂川の一部	福田川河口に近い左岸の高地で、日吉神社、愛宕神社の社叢林と、これに連なるアカマツ林であり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	11
平磯	京都府京丹後市 網野町浅茂川及び網野町磯の各一部	石英安山岩の溶岩から成る海岸で、海食崖、岩礁が発達し、小岬、小湾入の多い海岸景観地であり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	54
五色浜	京都府京丹後市 網野町磯及び網野町塩江の各一部	五色浜第1種特別地域をとりまく、府道浜詰網野線までの区域と、五色から塩江にかけての区域であり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	75
浜詰・夕日海岸	京都府京丹後市 網野町塩江及び網野町浜詰の各一部	地盤の隆起と波の浸食によってできた海食台地が広く発達している夕日海岸とこれに連なる約1,000mに及ぶ海浜砂地で、夕日海岸は自然探勝に、浜詰は海水浴場として利用されており、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	49
小天橋	京都府京丹後市 網野町木津、網野町浜詰、久美浜町大向、久美浜町鹿野及び久美浜町湊宮の各一部	久美浜湾の北部にある砂州と、海岸段丘に堆積した砂丘地帯で、第1種特別地域に接する地域は民有地保安林であり、道路沿いは開墾された砂丘農地として利用されており、これら農林業との調整につとめながら良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	174
日間の松原	京都府京丹後市 久美浜町葛野及び久美浜町湊宮の各一部	久美浜湾の北岸、主要地方道久美浜湊宮浦明線の両側に連なるクロマツ並木で日間の松原といわれ小天橋を印象づける重要な景観であり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	4

名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
蒲井	京都府京丹後市 久美浜町蒲井の一部	兵庫県に接する日本海に面する一帯で、リアス海岸が発達し、変化に富んだ景観を呈しており、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	157
大向	京都府京丹後市 久美浜町大向及び久美浜町蒲井の各一部	日本海に面する久美浜湾口の西側地域で、日本海側はリアス海岸が発達し変化に富んだ景観がみられ、久美浜湾側は湖のような内海景観をなしており、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	125
南山	京都府京丹後市 久美浜町湊宮及び久美浜町向磯の各一部	久美浜湾西岸の突出地域で、一部はゴルフ場となっているが、植生は、アカマツを主体とした天然林であり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	255
兜山	京都府京丹後市 久美浜町甲山、久美浜町神崎及び久美浜町向磯の各一部	久美浜湾の東岸地域で、地域の中央部には兜山がそびえている。兜山は標高 191mのトロイデ型の秀麗な山容をなし、久美浜湾のランドマークをなしている。山頂からの久美浜湾からの展望はすばらしい。 これらの良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	112
円山川沿岸	兵庫県豊岡市 赤石、小島、気比、瀬戸、田結、津居山、城崎町今津、城崎町上山、城崎町来日、城崎町戸島、城崎町結、城崎町桃島及び城崎町湯島の各一部	本地区は、玄武洞以北の円山川下流地域並びに河口東西に続く沿岸地域でところどころにアシが茂り、満々と水をたたえた円山川のゆるやかな流れが水郷的な風景をかもしだしている。 玄武洞は、玄武岩の六角形の板石を柱状に積みあげたような自然岩帯の美しい節理の見られる所で、天然記念物に指定されている。 また、植生で貴重なものとしては、円山川河口を渡る港大橋右岸の小山に位置する絹巻神社の社叢林と城崎温泉街を望む温泉寺寺叢林があげられる。これらは、共にスダジイを優占種とする自然林で、日本海型シイ林の組成的特徴をよく示しており、特に絹巻神社のスダジイヤブツバキ林は本公園内で最も良好な自然林である。 これらの良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	599

名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
竹野海岸	兵庫県豊岡市 竹野町宇日、竹野町切 浜、竹野町田久日、竹野 町竹野及び竹野町浜須井 の各一部	竹野海岸の岬を除く一帯で、本地区は海岸線を走る公園道路（車道）より海側の景観保全を目的に指定したもので、その地質は東部では鮮新世の宇日流紋岩層、西部はそれより古い中世紀の辻礫岩層に覆われている。 本地区のほぼ中心に位置する竹野浜は、延長約 800mの砂浜で岩石海岸主体の但馬海岸の中でもっとも規模が大きく遠浅であるため、著名な海水浴場となっている。 これらの良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	176
香住海岸	兵庫県美方郡香美町 香住区相谷、香住区余 部、香住区浦上、香住区 沖浦、香住区訓谷、香住 区境、香住区下浜、香住 区無南垣、香住区安木及 び香住区鎧の各一部	本地区は、但馬海岸の中でも岬の突出、湾入のもっとも顕著な場所で、リアス海岸の特徴を遺憾なく発揮している。 本地区は、香住海岸の湾入部の海岸一帯並びに突出部の背後景観を構成する山地で、その地質は北但層群によって覆われている。 なお、柴山湾と佐津湾の境をなす突出部の山頂、丹生ヶ峰はリアス海岸の展望地としてすぐれた場所である。 これらの良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	1,072
浜坂海岸	兵庫県美方郡新温泉町 大字赤崎、大字芦屋、大 字居組、大字釜屋、大字 清富、大字浜坂、大字三 尾及び大字諸寄の各一部	本地区は、浜坂海岸のうち通称但馬御火浦と呼ばれている海岸線背後の景観を構成する山地及び浜坂湾西側の岬部を除く海岸一帯で、地質は釜屋の一部で花崗岩が海岸に現れるほか、ほとんど北但層群の凝灰角礫岩に覆われている。 これらの良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	466

名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
浦富海岸	鳥取県岩美郡岩美町 大字網代、大字岩本、大 字浦富、大字大谷、大字 大羽尾、大字陸上、大字 小羽尾、大字田後及び大 字牧谷の各一部	陸上（東浜）、羽尾岬、牧谷から浦富海岸の背後を含む地区である。陸上の砂浜は、美しい数少ない自然海岸である。牧谷の海岸は、海水浴場として古くから利用されている。 これらの良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	410
鳥取砂丘	鳥取県鳥取市内 国有林鳥取森林管理署 1 林班の一部 鳥取県鳥取市 大字浜坂、福部町海士、 福部町岩戸、福部町細川 及び福部町湯山の各一部	鳥取砂丘特別保護地区の背後地である。 集団施設地区として施設が集中的に整備されている。鳥取砂丘の南側には多鯰ヶ池がある。 一帯は、砂丘地帯であり、砂丘地形が見られるが、内陸側にはラッキョウ畑、ナシ畑も見られる。 これらの良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	805
合 計			4,544

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
京都府	京丹後市 網野町浜詰、久美浜町湊宮及び久美浜町蒲井の各一部	83
	小 計	83
兵庫県	豊岡市 小島、瀬戸、田結、城崎町今津、城崎町来日、城崎町 楽々浦、城崎町戸島、城崎町飯谷、城崎町桃島、城崎 町結、城崎町湯島、竹野町阿金谷、竹野町芦谷、竹野 町宇日、竹野町田久日、竹野町竹野、竹野町羽入及び 竹野町松本の各一部	2,272
	美方郡香美町 香住区上計、香住区余部、香住区浦上、香住区沖浦、 香住区境、香住区下浜及び香住区鑑の各一部	340
	美方郡新温泉町 大字赤崎、大字釜屋、大字清富、大字指杭、大字田 井、大字三尾及び大字諸寄の各一部	508
	小 計	3,120
鳥取県	鳥取市 福部町海士及び福部町細川の各一部	55
	小 計	55
合 計		3,258

(表9：第3種特別地域内訳表)

名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
箱石	京都府京丹後市 網野町浜詰及び久美浜町 湊宮の各一部	主要地方道宮津網野久美浜線及び箱石地区の道路の両側の集落地であり、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	23
田結峠	京都府京丹後市 久美浜町蒲井の一部 兵庫県豊岡市 田結の一部	蒲井地区と田結地区の集落を隔てる山林であり、植生はスギ・ヒノキの人工林とシイ、カシの萌芽林が主となっている。田結湿地は円山川下流域鳥獣保護区に指定されており、ラムサール湿地に登録されている。この地域はコウノトリの飛来が確認されるなど、風致の維持を図る必要性の高い地域である。	228
来日岳	兵庫県豊岡市 小島、瀬戸、田結、城崎町今津、城崎町来日、城崎町桃島、城崎町湯島、竹野町阿金谷、竹野町芦谷、竹野町宇日、竹野町田久日、竹野町竹野、竹野町羽入及び竹野町松本の各一部	来日岳（標高 567m）は、城崎温泉の南西にそびえる、本公園内の最高峰で、山頂からの視界は 360 度に向け、眼下には円山川とその沖積平野に発達した豊岡市街、中景には日本海、遠景には丹後、但馬の山岳が一望できる。特にここから見る晩秋早朝の雲海は見事である。 なお、本地区は山頂稜線からの北の海の海岸までの山岳地帯で、植生はスギ・ヒノキの人工林とアカマツを主とする二次林によって覆われている。 風致の維持を図る必要性の高い地区である。	2,104
楽々浦	兵庫県豊岡市 城崎町楽々浦、城崎町戸島、城崎町飯谷及び城崎町結の各一部	楽々浦は円山川の支流飯谷川が本流と合流する付近で、約 1 万年前の北但山地の沈降によって、谷が沈水して入江状になったもので、また、円山川の合流部には入江開口部を閉塞するように砂嘴が発達して、湖のような景観を呈している。 風致の維持を図る必要性の高い地区である。	

名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
香住	兵庫県美方郡香美町 香住区上計、香住区余部、香住区浦上、香住区沖浦、香住区境、香住区下浜、香住区鑑の各一部	香住海岸の第2種特別地域背後の景観を構成する山地で、植生はスギ・ヒノキの人工林と、シイ、カシの萌芽林が主となっている。 風致の維持を図る必要性の高い地区である。	340
浜坂	兵庫県美方郡新温泉町 大字赤崎、大字釜屋、大字清富、大字指杭、大字田井、大字三尾及び大字諸寄の各一部	海岸風景を構成する稜線をこえた裏側山地一帯で、植生はスギ、ヒノキの人工林とシイ、カシの萌芽林が主となっている。風致の維持を図る必要性の高い地区である。	508
福部	鳥取県鳥取市 福部町海士及び福部町細川の各一部	鳥取砂丘の東端、内陸側南斜面にあたり、なだらかな砂丘地形を呈している。砂丘農業が行われ、独特の景観を造りだしており、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	55
合 計			3,258

イ 海域公園地区

海域公園地区を次のとおりとする。

(表 10：海域公園地区表)

番号	名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
1	五色浜海域公園地区	京都府京丹後市 網野町磯及び網野町塩江 地先	<p>本地区は、五色浜の地先海域に位置する。この地区の海岸の西側は、流紋岩質角礫凝灰岩（波食台）が発達しており、東側は、流紋岩質溶岩からなる切り立った柱状節理や海食崖が発達している。</p> <p>この海域は、対馬暖流の影響を受けて平均水温が 19～20 度の範囲であり、また、透明度は春・秋が 15～20m、夏・冬は 24～28mある。</p> <p>海中景観は、比較的遠浅な岩礁が沖合まで続いており、岩礁の上には有節石灰藻類や、ホンダワラ、クロメ、エビアマモ、ジョロモク等が繁茂している。魚類は、ホンベラ、メバル、タイ、キュウセン等が見られる。</p> <p>これら景観の保護を図る必要がある地区である。</p>	31.3
2	豊岡海域公園地区	兵庫県豊岡市 瀬戸地先	<p>本地区は、御待岬地先海域に位置する。この地区の海岸部は、柱状節理のある流紋岩及び溶結凝灰岩で構成された海食崖が発達し、海中まで及んでいる。</p> <p>この海域は、対馬暖流の影響を受けて平均水温が 18 度以上を示しており、透明度は陸水の影響が少なく 15～25mに達する。</p> <p>海中景観は海底の起伏に富む地形であり、アナアオサ、オオシオグサなどの海藻が大群落を構成している。</p> <p>これら景観の保護を図る必要がある地区である。</p>	17.8

番号	名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
3	竹野海域公園 地区	兵庫県豊岡市 竹野町切浜地先	<p>本地区は、黒崎鼻の地先海域に位置する。この地区の海岸部は花崗岩を角礫凝灰岩が不整合に覆っており、その複雑な地質が海食を受けて変化に富んだ地形となって海底に達している。</p> <p>この地区の平均水温は18度以上で、流入する陸水の影響が少なく透明度も高い。</p> <p>海中景観は、ヤツマタモク、ムカデノリ、アミジグサ、スギノリ等の海藻群落が花崗岩の方状節理を示す海底に生育しており、ベラ類、チャガラ、ウミタナゴ等の魚類も多い。</p> <p>これら景観の保護を図る必要がある地区である。</p>	18.8
4	浜坂海域公園 地区第1号	兵庫県美方郡新温泉町 大字田井地先	<p>本地区は、田井松島の地先海域に位置する。この地区は花崗岩の明るい海岸で、直径1～3mの花崗岩礫の転石が多く、海底の起伏が変化に富んでいる。</p> <p>この地先も流入する河川はなく、陸水の影響は少ない。</p> <p>海中生物としては、カギウスバノリ、タマイタダキ等の紅藻類や、ホンダワラ類などのほか、ケヤリ、シロガヤ、ウメボシイソギンチャク類などが着生している。</p> <p>魚類としては、ササノハベラ、ウミタナゴ、メジナ等が多い。</p> <p>これら景観の保護を図る必要がある地区である。</p>	18.0
5	浜坂海域公園 地区第2号	兵庫県美方郡新温泉町 大字諸寄地先	<p>本地区は、海金剛の地先海域に位置する。この地区の海岸は、安山岩、玄武岩の溶岩や、火山砕屑岩を主とする礫岩からなり、動植物の生育に適する凸凹の多い複雑な海底地形を呈している。</p> <p>本地区も陸水の影響は少なく、海中生物としては浜坂海域公園地区第1号と同様なものが見られる。</p> <p>これら景観の保護を図る必要がある地区である。</p>	19.6

番号	名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
6	浦富海岸海域 公園地区	鳥取県岩美郡岩美町 大字網代及び大字田後地 先	<p>本地区は、方状節理の発達した、花崗岩の海食地形からなるリアス海岸で、海上には大小の島しょや岩礁が散在している。</p> <p>海水は対馬暖流の沿岸分岐流の勢力下にある、透明度は8～25mとなっている。</p> <p>海中景観は、海藻が主体で、ホンダワラ類、テングサ、ムカデノリ、フサイワヅタ等が繁茂し、スズメダイ、メジナ等の魚類の群遊が見事である。</p> <p>これら景観の保護を図る必要がある地区である。</p>	40.8
7	山陰海岸東部 海域公園地区	<p>京都府京丹後市 網野町浅茂川、網野町 磯、網野町塩江、網野町 浜詰、久美浜町大向、久 美浜町蒲井及び久美浜町 湊宮の地先海域の一部</p> <p>兵庫県豊岡市 気比、瀬戸、田結、津居 山、竹野町宇日、竹野町 切浜、竹野町田久日、竹 野町竹野及び竹野町浜須 井の地先海域の一部</p>	<p>網野海岸から香住海岸にかけての地先海域は、海食海岸及び砂丘と一体となった優れた海上景観を形成するとともに、スノーケリング、カヌー等のレクリエーションの場としても適している。</p> <p>陸域と一体となった景観の保護及び適正な利用を図る必要がある地区である。</p>	5,005.8

番号	名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
		兵庫県美方郡香美町 香住区相谷、香住区上 計、香住区浦上、香住区 沖浦、香住区訓谷、香住 区境、香住区無南垣及び 香住区安木地先		
8	山陰海岸中部 海域公園地区	兵庫県美方郡香美町 香住区余部、香住区下浜 及び香住区鎧地先  兵庫県美方郡新温泉町 大大字赤崎、大字芦屋、 大字居組、大字釜屋、大 字清富、大字指杭、大字 田井、大字浜坂、大字三 尾及び大字諸寄地先  鳥取県岩美郡岩美町 大字網代、大字岩本、大 字浦富、大字大羽尾、大 字陸上、大字小羽尾、大 字田後及び大字牧谷地先	香住海岸から浦富海岸にかけての地先海域は、岩礁及び海食海岸と一体 となった優れた海上景観を形成するとともに、スノーケリング、カヌー等 のレクリエーションの場としても適している。  陸域と一体となった景観の保護及び適正な利用を図る必要がある地区で ある。	3,872.9

番号	名称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
9	山陰海岸西部 海域公園地区	鳥取県鳥取市 大字浜坂、福部町海士、 福部町岩戸、福部町細川 及び福部町湯山地先  鳥取県岩美郡岩美町 大字大谷地先	<p>駟馳山から鳥取砂丘にかけての地先海域は、海食海岸及び砂丘と一体となった優れた海上景観を形成するとともに、釣り、海水浴等のレクリエーションの場としても適している。</p> <p>陸域と一体となった景観の保護及び適正な利用を図る必要がある地区である。</p>	1,078.4

ウ 関連事項

(ア) 採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物を次のとおりとする。

(表 11：採取等規制植物表)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミ ズ コ ケ	ミズゴケ属
マ ツ バ ラ ン	マツバラ
イ ワ ヒ バ	イワヒバ
チャセンシダ	コタニワタリ
ウ ラ ボ シ	オシャグジデンダ
ナ デ シ コ	ハマハコベ、シオツメクサ
キンポウゲ	ミスミソウ (スハマソウ、ケスハマソウを含む。)、イチリンソウ
メ ギ	イカリソウ、トキワイカリソウ
ス イ レ ン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	アツミカンアオイ、ヒメカンアオイ
ユキノシタ	チャルメルソウ
バ ラ	ハマナス(ハマナシ)、ミツバイワガサ(イワガサ、タンゴイワガサ)
ハ マ ビ シ	ハマビシ
ス ミ レ	イソスミレ、ナガハシスミレ(テングスミレ)
イ ワ ウ メ	イワカガミ(コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)
イチヤクソウ	ギンリョウソウ
ツ ツ ジ	ツクシシャクナゲ (ホンシャクナゲ、オキシシャクナゲを含む。)、サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ
リ ン ド ウ	センブリ
シ ソ	タジマタムラソウ

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ゴマノハグサ	トウテイラン
ハマウツボ	ハマウツボ
キキョウ	キキョウ
キク	ハマベノギク (イツノギク)、サンインギク、ワカサハマギク、クシバタンポポ
ユリ	シライトソウ、ショウジョウバカマ、ササユリ、コオニユリ、エンレイソウ
カヤツリグサ	ダイセンスゲ
ラン	ナゴラン、エビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン (ホクロ)、セッコク、フウラン、コケイラン、オオバノトンボソウ

(イ) 乗入れ規制区域及び期間

車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることを規制する区域及び期間を次のとおりとする。

(表 12 : 乗入れ規制区域及び期間表)

名称	区 域	地種区分	区 域 の 概 要	面積 (ha)	期間
鳥取砂丘	鳥取県鳥取市 大字浜坂の一部 (以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。)	第2種特別地域	<p>当該地は、砂丘の起伏量が大きく、スリバチ、砂簾、風紋などが発達した学術的に貴重な砂丘部分（特別保護地区）に隣接した場所であり、また、昭和 57～58 年の砂防林の伐採により砂の移動、砂丘植物の成長など、砂丘景観の復元が進みつつある場所で、特別保護地区と一体をなす優れた自然景観を呈している区域である。</p> <p>昨今、当該地へのオフロード車、オフロードバイクなどの乗り入れが著しく、これに伴い砂丘植物の損傷、砂丘動物の生息環境の悪化、ゴミの散乱などを憂慮すべき事態が生じている。</p> <p>本指定区域は、これらの砂丘動植物の保護及び風紋などの砂丘景観の保全を図るため、車馬の乗入れが行われている地域及び乗入れの予測される地域を指定したものである。</p>	20	通年

名称	区 域	地種区分	区 域 の 概 要	面積 (ha)	期間
丹後砂丘	<p>京都府京丹後市 網野町浜詰及び久美浜町 湊宮の各一部</p> <p>(以上の区域のうち、道 路、広場、田、畑、牧場 及び宅地の区域を除 く。)</p>	第1種特別地域	<p>当該地は丹後砂丘の海岸部で、木津川河口から久美浜湾口に 至る約6.5kmの海岸のほぼ東半分には位置している。海岸の背後 地は耕作地やクロマツ、ニセアカシア等の植林地になっている が、海浜の砂地にはハマボウフウ、ハマベノギク、コウボウム ギ、ケカモノハシなど海岸植物が見られる。特に当該地には、 当該地や隠岐島等限られた地域に分布するトウテイランが自生 している。</p> <p>数年来、当該地にオフロード車オフロードバイクなどの乗入 れが著しく、これに伴い海岸植物の損傷、海岸動物の生息環境 の悪化など憂慮すべき事態が生じている。</p> <p>本指定区域は、これらの海岸動植物の保全を図るため、車馬 の乗入れが行われている地域及び乗入れの予測される地域を選 定したものである。</p>	69	通年

(ウ) 捕獲等規制動植物及び区域

海域公園地区において、捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動植物及びその区域を次のとおりとする。

(表 13：捕獲等規制動植物及び区域表)

海域公園地区名	区域	区域の概要	面積 (ha)	捕獲等規制 動植物
五色浜海域公園地区	全域	<p>本地区は、五色浜の地先海域に位置する。この地区の海岸の西側は、流紋岩質角礫凝灰岩（波食台）が発達しており、東側は、流紋岩質溶岩からなる切り立った柱状節理や海食崖が発達している。</p> <p>この海域は、対馬暖流の影響を受けて平均水温が19～20度の範囲であり、また、透明度は春・秋が15～20m、夏・冬は24～28mある。</p> <p>海中景観は、比較的遠浅な岩礁が沖合まで続いており、岩礁の上には有節石灰藻類や、ホンダワラ、クロメ、エビアマモ、ジョロモク等が繁茂している。魚類は、ホンベラ、メバル、タイ、キュウセン等が見られる。</p>	31.3	表 13 別表 のとおり
豊岡海域公園地区	全域	<p>本地区は、御待岬地先海域に位置する。この地区の海岸部は、柱状節理のある流紋岩及び溶結凝灰岩で構成された海食崖が発達し、海中まで及んでいる。</p> <p>この海域は、対馬暖流の影響を受けて平均水温が18度以上を示しており、透明度は陸水の影響が少なく15～25mに達する。</p> <p>海中景観は海底の起伏に富む地形であり、アナアオサ、オオシオグサなどの海藻が大群落を構成している。</p>	17.8	表 13 別表 のとおり

海域公園地区名	区域	区域の概要	面積 (ha)	捕獲等規制 動植物
竹野海域公園地区	全域	<p>本地区は、黒崎鼻の地先海域に位置する。この地区の海岸部は花崗岩を角礫凝灰岩が不整合に覆っており、その複雑な地質が海食を受けて変化に富んだ地形となって海底に達している。</p> <p>この地区の平均水温は18度以上で、流入する陸水の影響が少なく透明度も高い。</p> <p>海中景観は、ヤツマタモク、ムカデノリ、アミジグサ、スギノリ等の海藻群落が花崗岩の方状節理を示す海底に生育しており、ベラ類、チャガラ、ウミタナゴ等の魚類も多い。</p>	18.8	表13別表のとおり
浜坂海域公園地区第1号	全域	<p>本地区は、田井松島の地先海域に位置する。この地区は花崗岩の明るい海岸で、直径1～3mの花崗岩礫の転石が多く、海底の起伏が変化に富んでいる。</p> <p>この地先も流入する河川はなく、陸水の影響は少ない。</p> <p>海中生物としては、カギウスバノリ、タマイタダキ等の紅藻類や、ホンダワラ類などのほか、ケヤリ、シロガヤ、ウメボシイソギンチャク類などが着生している。</p> <p>魚類としては、ササノハベラ、ウミタナゴ、メジナ等が多い。</p>	18.0	表13別表のとおり
浜坂海域公園地区第2号	全域	<p>本地区は、海金剛の地先海域に位置する。この地区の海岸は、安山岩、玄武岩の溶岩や、火山砕屑岩を主とする礫岩からなり、動植物の生育に適する凸凹の多い複雑な海底地形を呈している。</p> <p>本地区も陸水の影響は少なく、海中生物としては浜坂海域公園地区第1号と同様なものが見られる。</p>	19.6	表13別表のとおり

海域公園地区名	区域	区域の概要	面積 (ha)	捕獲等規制 動植物
浦富海岸海域公園地区	全域	<p>本地区は、方状節理の発達した、花崗岩の海食地形からなるリアス海岸で、海上には大小の島しょや岩礁が散在している。</p> <p>海水は対馬暖流の沿岸分岐流の勢力下であり、透明度は8～25mとなっている。</p> <p>海中景観は、海藻が主体で、ホンダワラ類、テングサ、ムカデノリ、フサイワヅタ等が繁茂し、スズメダイ、メジナ等の魚類の群遊が見事である。</p>	40.8	表 13 別表 のとおり

(表 13 別表：捕獲等規制動植物表)

捕獲等規制動植物名
<p>ザラカイメン、オオギウミヒドラ、シロガヤ、イソバナ科全種、フトヤギ蛭目全種、ウメボシイソギンチャク科全種、ヒザラガイ、アメフラシ、ドーリス科全種、ケヤリ、ニッポンウミシダ、オオウミシダ、ゴンズイ、スズメダイ科全種、チャガラ、キヌバリ、ヘビギンポ、ジュズモ属全種、シオグサ属全種、フサイワヅタ、ミル属全種、ヤハズグサ属全種、アミジグサ属全種、イシゲ属全種、フクロノリ属全種、ツルモ、ミジョロモク属全種、フサノリ属全種、サンゴモ科全種、タマイタダキ属全種、スギノリ属全種、オキツノリ、ユカリ属全種、ベニスナゴ、タオヤギソウ属全種、ハイウスバノリ属全種、アヤニシキ属全種、コザネモ属、スガモ</p> <p style="text-align: right;">以上、1目5科16属17種</p>

## (エ) 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表 14：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
京都府	京丹後市 網野町浅茂川、網野町浜詰及び久美浜蒲井の各一部	19
	小 計	19
兵庫県	豊岡市 気比、田結、城崎町今津、城崎町上山、城崎町来日、 城崎町桃島、城崎町湯島、竹野町宇日、竹野町切浜、 竹野町田久日及び竹野町浜須井の各一部	123
	美方郡香美町 香住区相谷、香住区余部、香住区浦上及び香住区鑑の 各一部	10
	美方郡新温泉町 大字芦屋、大字居組、大字釜屋、大字浜坂、大字三尾 及び大字諸寄の各一部	33
	小 計	166
鳥取県	鳥取市 福部町岩戸の一部	0
	岩美郡岩美町 大字網代、大字大谷、大字大羽尾及び大字田後の各一 部	37
	小 計	37
陸 域 合 計		222
京都府	京丹後市 網野町浅茂川、網野町磯、網野町塩江、網野町浜詰、 久美浜町大向、久美浜町蒲井及び久美浜町湊宮の地先 海面の一部	

都道府県名	区 域	面積 (ha)
兵庫県	<p>豊岡市            気比、瀬戸、田結、津居山、竹野町宇日、竹野町切浜、竹野町田久日、竹野町竹野及び竹野町浜須井の地先海面の一部</p> <p>美方郡香美町            香住区相谷、香住区上計、香住区余部、香住区浦上、香住区沖浦、香住区訓谷、香住区境、香住区下浜、香住区無南垣、香住区安木及び香住区鎧の地先海面の一部</p> <p>美方郡新温泉町            大字赤崎、大字芦屋、大字居組、大字釜屋、大字清富、大字指杭、大字田井、大字浜坂、大字三尾及び大字諸寄の地先海面の一部</p>	
鳥取県	<p>鳥取市            大字浜坂、賀露町、福部町海士、福部町岩戸、福部町細川及び福部町湯山の地先海面の一部</p> <p>岩美郡岩美町            大字網代、大字岩本、大字浦富、大字大谷、大字大羽尾、大字陸上、大字小羽尾、大字田後及び大字牧谷の地先海面の一部</p>	
海 域 合 計		37,869
合 計		38,091

エ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 15：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分	特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海城公園 地区※	普通地域 (海域) ※	合計 (海域) ※		
	特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域													
土地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	海城公園 地区※	普通地域 (海域) ※	合計 (海域) ※		
京都府	土地所有別面積	0	0	0	41	94	13	13	154	849	0	1	82	0	4	15	54	253				959	
	地種区分別面積				148			1,016			83												
	地域地区別面積	0			1,247																		
	地域別面積	1,247												19			1,266						
兵庫県	土地所有別面積	1	272	158	0	90	109	7	643	1,663	0	852	2,268	3	10	153	11	1,867	4,351				
	地種区分別面積				199			2,313			3,120												
	地域地区別面積	431			5,632																		
	地域別面積	6,063												166			6,229						
鳥取県	土地所有別面積	0	144	25	0	5	30	16	472	727	0	0	55	5	20	12	21	641	849	9ヶ所 10,103	37,869	47,972	
	地種区分別面積				35			1,215			55												
	地域地区別面積	169			1,305																		
	地域別面積	1,474												37			1,511						
合計	土地所有別面積	1	416	183	41	189	152	36	1,269	3,239	0	853	2,405	8	34	180	86	2,761	6,159	9ヶ所 10,103 (21.1)	37,869 (78.9)	47,972 (100.0)	
	地種区分別面積 (比率)				382 (4.2)			4,544 (50.5)			3,258 (36.2)												
	地域地区別面積 (比率)	600 (6.7)			8,184 (90.9)																		
	地域別面積 (比率)	8,784 (97.5)												222 (2.5)			9,006 (100.0)						
合計(陸域・海域)																					56,978		

※ 海域は国の所有に属する公有水面であり、県別等に面積を表示することはできないため、山陰海岸国立公園全体の数値を示している。

(表 16 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : ha)

地域地区 市町村名		特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域)	海城 公園 地区 ※	普通 地域 (海城) ※	合計 (海城) ※	合計 (陸・海)
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計						
京都府	京丹後市	0	148	1,016	83	1,247	19	1,266				
小 計		0	148	1,016	83	1,247	19	1,266				
兵庫県	豊岡市	34	36	775	2,272	3,117	123	3,240				
	美方郡	香美町	247	136	1,072	340	1,795	10	1,805			
		新温泉町	150	27	466	508	1,151	33	1,184			
小 計		431	199	2,313	3,120	6,063	166	6,229				
鳥取県	鳥取市	131	9	805	55	1,000	0	1,000				
	岩美郡	岩美町	38	26	410	0	474	37	511			
小 計		169	35	1,215	55	1,474	37	1,511				
合 計		600	382	4,544	3,258	8,784	222	9,006	9カ所 10,103	37,869	47,972	56,978

※ 海城は国の所有に属する公有水面であり、県別等に面積を示すことはできないため、山陰海岸国立公園全体の数値を示している。

### 3 事業計画

#### (1) 施設計画

##### ア 保護施設計画

保護施設計画を次のとおりとする。

(表 17：保護施設表)

番号	種 類	位 置	整 備 方 針	告示年月日
1	植生復元施設	京都府京丹後市網野町及び久美浜町 (丹後砂丘)	丹後砂丘の海岸植物の荒廃の防止及び復元を図る。	平8.12.25告示
2	植生復元施設	鳥取県鳥取市(鳥取砂丘)	鳥取砂丘の砂丘植物の荒廃の防止及び復元を図る。	平8.12.25告示



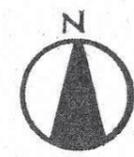
イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 18：集団施設地区表)

番号	名称	区 域	計 画 目 標	整備計画区 及び基盤施設	整 備 方 針	面積 (ha)	備 考					
1	竹野	兵庫県豊岡市 竹野町切浜及び竹 野町竹野の各一部	<p>本地区は、兵庫県の最北端に位置する猫崎半島を中心に、東部には竹野浜（砂浜）、西部には急峻な海食崖が連続する地形が見られ、また、沖合を流れる対馬海流の影響を受けて亜寒帯性から亜熱帯性までの植生が見られる等変化に富んだ景観を呈している。さらに、隣接する切浜半島の地先は海域公園地区に指定されており、海岸から海域にかけて景観の変化に富んでいる。</p> <p>湧出する温泉や大阪、京都、神戸から電車で3時間というアクセスの良さのため近畿圏からの利用者が多く、利用形態は宿泊の他、海水浴、キャンプ、自然探勝等である。</p> <p>この恵まれた自然環境や良好なアクセスを活かし、但馬地域の宿泊、野外レクリエーション、自然探勝等の利用拠点となるよう施設を計画するものとする。</p>	竹野川東部整備計画区	<p>本計画区は、猫崎半島の基部とその東に広がる遠浅の竹野浜を含み、夏期には海水浴等の利用者が多い。</p> <p>猫崎半島の基部には、半島探勝の入口として園地、駐車場等を整備するとともに、公園利用者への周辺の自然情報等の提供ができるよう博物展示施設を整備する。</p> <p>また、竹野浜周辺部には、海水浴利用等のための宿舎、休憩所、便所等を整備する。</p> <p>なお、整備に当たっては、竹野浜の風致の維持に配慮し、浜の中央部には施設を設けないこととする。</p>	13.7	<p>一般計画 昭 38. 7. 15 決定</p> <p>平 2. 4. 6 再検討</p> <p>平 8. 12. 25 第 1 回点検</p>					
				竹野川西部整備計画区	<p>本計画区は、磯浜である大浦浜と丘陵部からなり、面的な広がりを活かし、国民休暇村として宿泊施設を中心に、周辺探勝歩道、園地、野営場、運動施設等を有機的に整備する。</p> <p>また、西側の大浦浜は海の自然とのふれあいを促進するため、本公園の自然情報等の提供機能も備えたスノーケルセンターを整備する。</p>	21.2						
				道路（車道）	竹野浜から猫崎半島基部までの車道及び主要県道である但馬海岸線道路から休暇村に至る車道を適切に維持する。	-						
				道路（歩道）	整備計画区内の探勝及び散策のための歩道を整備する。							
				給排水施設	地区内への給水施設及び排水処理のための関連施設を整備する。							
				面 積 計					国	公	私	
									7.4	19.4	8.1	
					34.9							

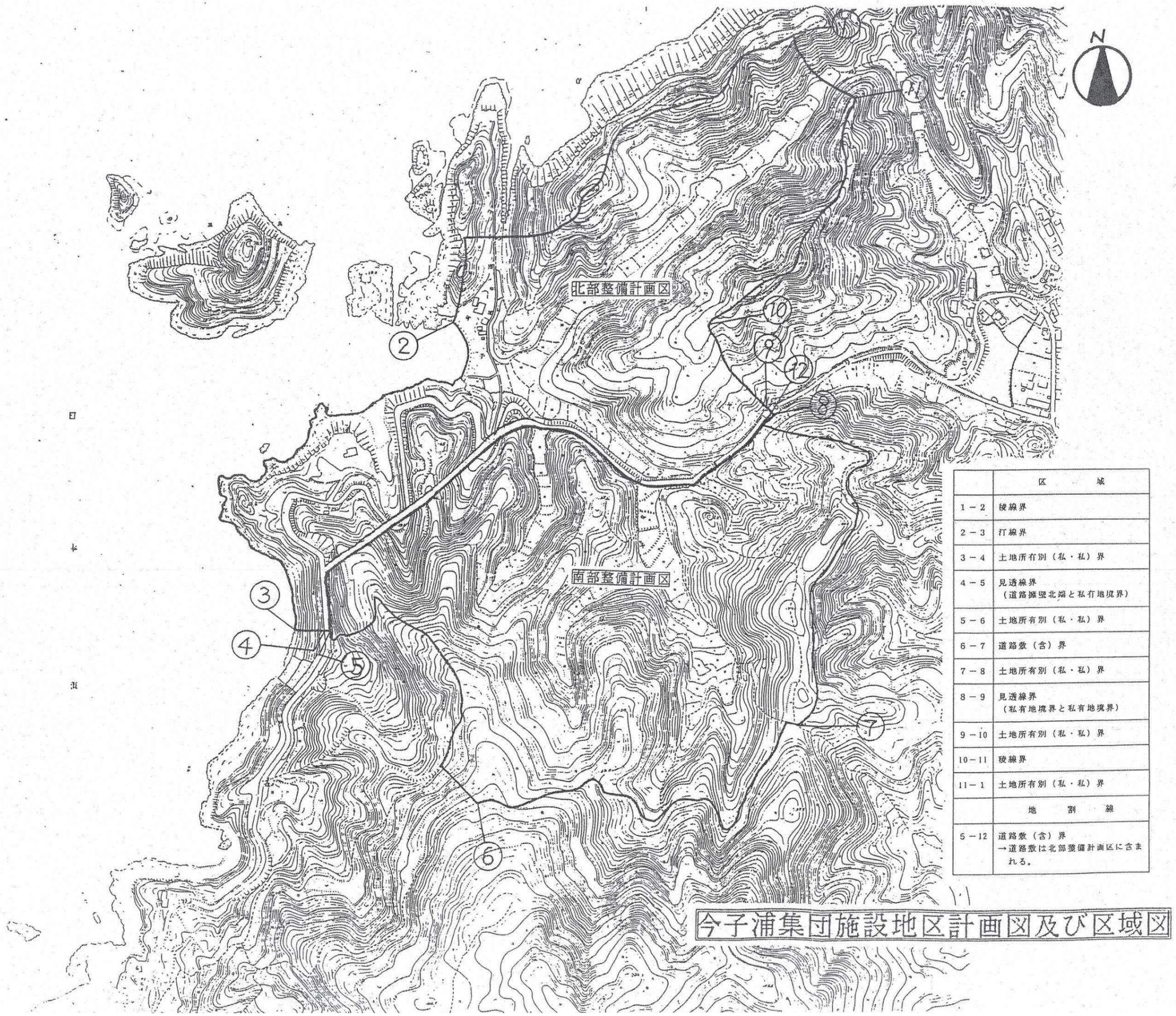


区域線	
1-2	汀線界
2-3	工作物(護岸)(除)界
3-4	公園区域界(字界)
4-5	道路敷(除)界
5-6	突測線界
6-7	汀線界
7-1	小班界
8-9	土地所有別(県・私)界
9-10	道路敷(除)界
10-11	道路敷(含)界
11-12	道路敷(除)界
12-13	土地所有別(県・私)界
13-14	突測線界
14-15	歩道(除)界
15-16	道路敷(除)界
16-17	突測線界
17-18	汀線界



竹野集団施設地区計画図及び区域図

番号	名称	区 域	計 画 目 標	整備計画区 及び基盤施設	整 備 方 針	面積 (ha)	備 考
2	今子浦	兵庫県美方郡香美町 香住区上計、香住 区沖浦及び香住区 境の各一部	<p>本地区は、兵庫県北部の日本海沿岸に位置し、スギ、クロマツ林などに覆われるとともに、北側に隣接した海岸には通称千畳敷と呼ばれる海食の進んだ地形が見られる等優れた自然景観を呈している。</p> <p>アクセスはJR山陰本線や但馬海岸線道路（車道）（国道178号線）があり、利用形態は、海食地形の探勝及び展望、山林内の散策及びキャンプが主である。</p> <p>この恵まれた景観や良好なアクセスを活かし、宿舎、野営場、展望休憩施設及び博物展示施設等を有機的に計画するものとする。</p> <p>整備に当たっては、良好な自然環境の保全に留意するものとする。</p>	北部整備計画区	<p>良好な自然植生がみられ、海食景観の展望や海水浴、磯遊び等の適地であるため、探勝歩道、駐車場及び展望休憩施設等を海上からの風致維持に配慮しつつ整備する。</p> <p>また、平坦地は野営場として管理棟、便所、炊事棟、テントサイト等の施設を緑陰樹の積極的な植栽・育成に努めつつ整備する。</p>	22.0	<p>一般計画 昭38.7.15決定</p> <p>平2.4.6再検討</p> <p>平8.12.25第1 回点検</p>
				南部整備計画区	<p>但馬海岸線道路（車道）に接する本計画区の中央部は、地区の入口に当たるため、入口案内及び教化機能を持った地区として、駐車場、バスターミナル、自然とのふれあいを増進するための博物展示施設等を整備する。</p> <p>また、海岸が主体の本公園において、森林の自然を楽しむ数少ない場所であるため、森林内を散策する歩道及び休憩所等を整備するとともに、東西両側の既存の多目的広場、テニスコート、宿泊施設を適切に維持する。</p>	23.9	
				道路（車道）	主要道である但馬海岸線道路（車道）から宿舎及び海岸部に至る車道及び地区内の既存車道を適切に維持する。	-	
				道路（歩道）	地区内の探勝及び散策のための歩道を整備する。		
				給水施設	地区南西側の山稜付近にある町営水道タンクから各施設に配水する給水施設を整備する。		
				排水施設	地区内の排水処理施設を整備する。		
				面 積 計		国	
		0.8	7.4	37.7			
		45.9					



区 域	
1-2	稜線界
2-3	汀線界
3-4	土地所有別(私・私)界
4-5	見透線界 (道路擁壁北端と私有地境界)
5-6	土地所有別(私・私)界
6-7	道路敷(含)界
7-8	土地所有別(私・私)界
8-9	見透線界 (私有地境界と私有地境界)
9-10	土地所有別(私・私)界
10-11	稜線界
11-1	土地所有別(私・私)界
地 割 線	
5-12	道路敷(含)界 →道路敷は北部整備計画区に含まれる。

今子浦集団施設地区計画図及び区域図

番号	名称	区 域	計 画 目 標	整備計画区 及び基盤施設	整 備 方 針	面積 (ha)	備 考
3	鳥取砂丘	鳥取県鳥取市内 国有林鳥取森林管 理署 1 林班の一部  鳥取県鳥取市 大字浜坂及び福部 町湯山の各一部	<p>本地区は、砂簾、風紋等の自然現象がみられる鳥取砂丘に隣接し、周囲は、クロマツ、ニセアカシアの防砂林に覆われている。また、本公園の西側の玄関口に当たり、鳥取空港から近くアクセスも良い。</p> <p>利用形態は、主に鳥取砂丘の散策、展望休憩、宿泊等である。</p> <p>この恵まれた景観やアクセスの良さを活かし、野外レクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。</p> <p>なお、整備にあたっては、「鳥取砂丘エリア 国立公園利用拠点計画」(環境省・鳥取県・鳥取市)に整合したものとなるよう留意するものとする。また、鳥取砂丘線道路(車道)及び鳥取砂丘からの眺望に配慮するものとする。</p>	第1整備計画区	鳥取砂丘への主要な導入部にあたるため、砂丘散策・眺望利用者のための博物展示施設、駐車場、公衆トイレ等の公共施設を整備する。また、砂丘を眺望するためのバリアフリー歩道等を整備する。	5.8	一般計画 昭38.7.15決定
				第2整備計画区	鳥取砂丘エリアの最大の利用拠点であるため、鳥取砂丘利用者のための休憩所、駐車場及び宿舎を整備する。なお、整備にあたっては、砂丘からの眺望に配慮するとともに、施設の色や外構、サイン類の再整備により滞在環境の上質化を図る。	18.8	平2.4.6再検討  平8.12.25第1 回点検
				第3整備計画区	丘陵山腹の良好なクロマツ内の散策のための歩道等を整備する。	8.5	令4.8.26一部 変更
				第4整備計画区	本地区の東西を結ぶ連絡・散策ルートとして、砂丘及び多鯰ヶ池の眺望ができる場所への歩道及び休憩所を整備する。 なお、整備にあたっては、鳥取砂丘線道路(車道)鳥取砂丘線道路(車道)からの風致の維持に配慮する。	12.5	
				第5整備計画区	鳥取砂丘の堰止湖である多鯰ヶ池と周辺のクロマツ林の眺望を楽しむ散策利用のための歩道及び休憩所並びに多鯰ヶ池の舟遊利用等の施設を整備する。	45.8	
				第6整備計画区	鳥取砂丘中央部の導入拠点として、駐車場、公衆トイレ等の公共施設を整備する。	2.3	
				第7整備計画区	本地区の東西を結ぶ丘陵に位置し、鳥取砂丘の展望を活かした宿泊施設や休憩所等、滞在型利用を推進するための施設を整備する。 なお、整備にあたっては、砂丘からの風致の維持に配慮する。	7.8	
				第8整備計画区	学校教育をはじめとする散策利用や、鳥取砂丘を活用したアクティビティの導入地点となっており、それら利用者のための情報発信、便益提供のための施設を整備する。	7.0	
				第9整備計画区	鳥取砂丘西側の滞在型利用の拠点として、野営場や宿泊施設、児童厚生施設等が整備されている。鳥取砂丘を活用した野外活動・教育の推進のための機能の充実、滞在型利用推進のための情報発信や多様な利用環境の整備を図る。 なお、整備にあたっては、極力クロマツ林を残存させ、あわせて湿原の保全にも配慮する。	28.2	
				道路(車道)	鳥取砂丘線道路(車道)から各施設への進入路を整備する。	-	
道路(歩道)	中国自然歩道線道路(歩道)と各施設を連絡する歩道を整備する。						
給排水施設	各地区内への給水施設及び地区内の汚水を一括して地区外へ排出する排水施設を整備する。						

					国	公	私	
				面積計	24.9	32.8	79.0	
					136.7			

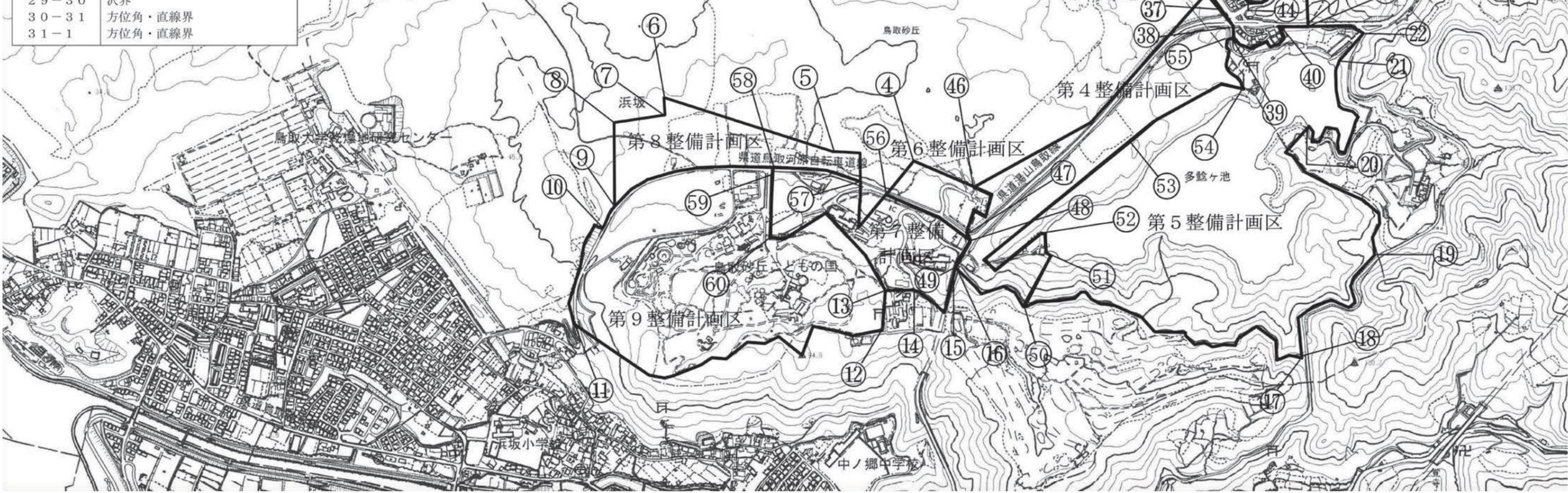
# 鳥取砂丘集団施設地区計画図及び区域図



区域線	
1-2	道路敷(含)界
2-3	特別保護地区界
3-4	道路敷(含)界
4-5	天然記念物指定地界
5-6	方位角・直線界
6-7	方位角・直線界
7-8	方位角・直線界
8-9	方位角・直線界
9-10	道路敷(含)界
10-11	国立公園界(道路敷(含)界)
11-12	国立公園界(稜線界)
12-13	土地所有別(県・私)界
13-14	土地所有別(市・私)界
14-15	道路敷(除)界
15-16	見透線界(路肩・逆路角)
16-17	歩道敷(含)界
17-18	見透線界(路肩・逆路角)
18-19	道路敷(除)界
19-20	稜線界
20-21	汀線界
21-22	沢界
22-23	道路敷(除)界
23-24	見透線界(路肩・路肩)
24-25	稜線界
25-26	方位角・直線界
26-27	方位角・直線界
27-28	方位角・直線界
28-29	方位角・直線界
29-30	沢界
30-31	方位角・直線界
31-1	方位角・直線界

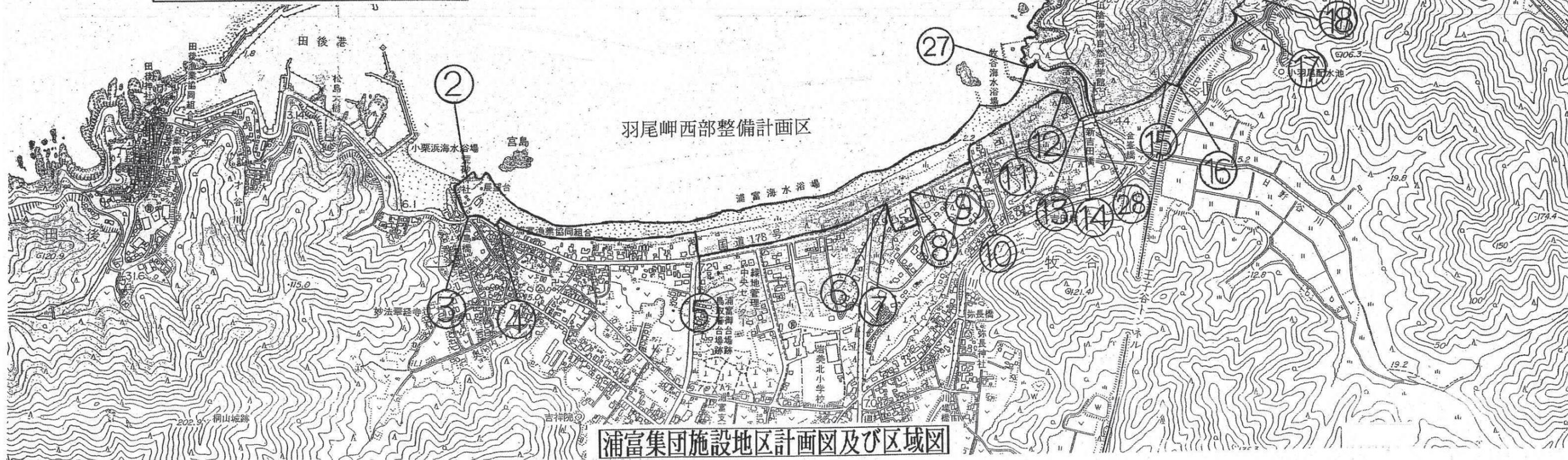
区域線	
5-6	5 から真方位角294° 距離460mの点と 5 を結ぶ直線界
6-7	6 から真方位角173° 距離60mの点と 6 を結ぶ直線界
7-8	7 から真方位角262° 距離144mの点と 7 を結ぶ直線界
8-9	8 から真方位角176° 30' の直線が道路と交わる点と 8 を結ぶ直線界
25-26	25 から真方位角58° 距離166mの点と 25 を結ぶ直線界
26-27	26 から真方位角332° 距離56mの点と 26 を結ぶ直線界
27-28	27 から真方位角59° 距離120mの点と 27 を結ぶ直線界
28-29	28 から真方位角6° 30' 距離220mの点と 28 を結ぶ直線界
30-31	30 から真方位角254° 30' 距離270mの点と 30 を結ぶ直線界
31-1	31 から真方位角321° 30' の直線が道路と交わる点と 31 を結ぶ直線界

地割線	
32-33	道路敷(除)界
33-34	工作物(擁壁)(含)界
34-1	道路敷(含)界
35-36	見透線界(路肩・路肩)
36-37	道路敷(除)界
37-38	見透線界(バス停南端・信号機)
38-39	道路敷(除)界
39-40	地類界(林地・施設界)
40-23	道路敷(除)界
41-42	道路(中心線)界
42-43	地類界(林地・施設敷)
43-44	道路敷(含)界
44-45	道路中心線から60m線界
46-47	工作物(排水施設・駐車場)(除)界
47-48	見透線界(路肩・道路中心点)
48-49	道路(中心線)界
50-51	沢界
51-52	汀線界
52-53	国有林界
53-54	歩道(中心線)界
54-55	道路敷(除)界
55-39	見透線界(道路横断)
56-48	道路(中心線)界
57-58	道路敷(含)界
58-59	見透線界(路肩・路肩)
59-60	道路敷(除)界
60-13	土地所有(県・私)界
9-58	道路敷(除)界



番号	名称	区 域	計 画 目 標	整備計画区 及び基盤施設	整 備 方 針	面積 (ha)	備 考
4	浦富	鳥取県岩美郡岩美町 大字浦富、大字大 羽尾、大字小羽尾 及び大字牧谷の各 一部	<p>本地区は、鳥取県東端の日本海に面した海岸部に位置し、スダジイ、タブノキなどの照葉樹林が見られるとともに、羽尾岬の海食崖やその両側の浦富、牧谷及び羽尾の砂浜など優れた自然景観を呈している。</p> <p>そのため、海岸沿いを特別保護地区とし、景観の維持を図る。</p> <p>また、利用形態は、主に自然探勝、海水浴などである。</p> <p>この恵まれた自然環境を生かし、快適に自然探勝、海水浴などの野外レクリエーションができるように宿舍、園地、野営場、歩道等を計画するものとする。</p>	羽尾岬整備計画区	<p>本計画区は、日本海に突き出た海食地形が発達する羽尾岬に位置し、スダジイやタブノキ等の照葉樹林が見られるなど、優れた自然環境を有している。</p> <p>自然探勝や岬西側の熊井浜において海水浴、磯遊び等が行われていることから、本地区の利用拠点として岬基部の平坦地に宿泊施設を整備するとともに、これと連携して歩道、園地、休憩所等を整備する。</p> <p>また、自然とのふれあいを促進するための博物展示施設等を整備する。</p>	56.7	<p>一般計画 昭38.7.15決定</p> <p>平2.4.6再検討</p> <p>平8.12.25第1 回点検</p> <p>平18.12.26第2 回点検</p>
				羽尾岬東部整備計画区	<p>本計画区は、羽尾岬東部に広がる羽尾浜に位置し、主たる利用形態は海水浴である。背後地に宿泊施設が整備されていることから、海浜利用のための便益施設等を整備する。</p> <p>なお、整備に当たっては、砂浜の維持に配慮する。</p>	5.9	
				羽尾岬西部整備計画区	<p>本計画区は、羽尾岬西部に広がる浦富浜や牧谷浜等の砂浜に位置し、海岸沿いにはクロマツ、ニセアカシア等の防砂林が生育している。</p> <p>海水浴、キャンプ利用のために、背後地には駐車場、宿泊施設を整備するとともに、海浜利用のための便益施設を整備する。</p> <p>なお、整備に当たっては砂浜の維持に配慮する。</p>	12.7	
				道路（車道）	浜坂浦富線道路（車道）から利用施設への到達道路及び管理道路を整備する。	-	
				道路（歩道）	近畿自然歩道線道路（歩道）から自然探勝と展望利用及び各施設を連絡する歩道を整備する。		
				運輸施設	牧谷浜から熊井浜、大羽尾を連絡し、また、竜神洞等の景勝地を海側から探勝するための小舟の発着施設を整備する。		
				給排水施設	各施設への給水施設及び排水を処理するための施設を整備する。		
				面 積 計			
					4.0	14.5	56.8
					75.3		

凡 例	
区 域	
1 - 29	汀線界
29 - 32	稜線界
32 - 31	汀線から50m線
31 - 30	稜線界
30 - 2	汀線界
2 - 3	河川敷(除)界
3 - 4	道路敷(除)界
4 - 5	工作物(護岸・駐車場)(含)界
5 - 6	道路敷(除)界
6 - 7	見透線界(路肩・路肩)
7 - 8	地番界
8 - 9	見透線界(路肩・路肩)
9 - 10	道路敷(含)界
10 - 11	字界
11 - 12	土地所有別(公・私)界
12 - 13	河川敷(含)界
13 - 14	見透線界(河川敷・路肩)
14 - 15	道路敷(除)界
15 - 16	見透線界(路肩・線路敷)
16 - 17	鉄道敷(除)界
17 - 18	字界
18 - 19	等高線(40m)界
19 - 20	道路敷(除)界
20 - 21	国立公園界(小字界)
21 - 22	国立公園界(道路敷(除))界
22 - 23	道路敷(除)界
23 - 24	見透線界(路肩・汀線)
24 - 25	汀線界
25 - 26	土地所有別(国・私)界
26 - 1	漁港区域(除)界
地 割	
27 - 28	河川敷(除)界
21 - 26	道路敷(除)界



浦富集团施設地区計画図及び区域図



(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 19 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置	整 備 方 針	告示年月日
1	園 地	京都府京丹後市 (磯)	ドライブ利用の休憩園地として整備する。	平 2 . 4 . 6 告示
2	園 地	京都府京丹後市 (五色浜)	海岸線の展望及び自然探勝のための園地として整備する。	平 2 . 4 . 6 告示
3	宿 舎	京都府京丹後市 (五色浜)	海浜利用の基地としての機能を有する宿泊施設として整備する。	平 2 . 4 . 6 告示
4	博物展示施設	京都府京丹後市 (五色浜)	五色浜海域公園の自然を主体に解説を行う施設を整備する。	平 2 . 4 . 6 告示
6	園 地	京都府京丹後市 (木津桃山)	ピクニックを主体とした休養園地として整備する。	平 2 . 4 . 6 告示
7	園 地	京都府京丹後市 (箱石)	海岸線の展望及びハイキング利用の休養園地として整備する。	平 2 . 4 . 6 告示
8	園 地	京都府京丹後市 (葛野)	海水浴利用を主体とした休養園地として整備する。	平 2 . 4 . 6 告示
10	舟 遊 場	京都府京丹後市 (久美浜湾)	小型舟艇を対象とした舟遊場として整備する。	平 2 . 4 . 6 告示
11	園 地	京都府京丹後市 (兜山)	久美浜湾の展望及び休養園地として整備する。	平 2 . 4 . 6 告示
12	宿 舎	京都府京丹後市 (兜山)	久美浜湾の海浜利用基地としての宿泊施設を整備する。	平 2 . 4 . 6 告示
13	野 営 場	京都府京丹後市 (兜山)	久美浜湾の臨海型野営場として整備する。	平 2 . 4 . 6 告示
14	宿 舎	京都府京丹後市 (大向)	久美浜湾の海浜利用基地としての宿泊施設として整備する。	平 2 . 4 . 6 告示
16	宿 舎	兵庫県豊岡市 (日和山)	日和山海岸の展望及び海浜利用の基地としての機能を有する宿泊施設を整備する。	平 2 . 4 . 6 告示
18	水 族 館	兵庫県豊岡市 (日和山)	海域公園地区及び日本海の生物を紹介する水族館として整備する。	平 2 . 4 . 6 告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
20	舟遊場	兵庫県豊岡市（円山川）	手漕ぎボート等で水辺景観を楽しむ場として整備する。	平2.4.6告示
21	園地	兵庫県豊岡市（玄武洞）	玄武洞公園の探勝、休憩機能を持った園地として整備する。	平2.4.6告示
22	園地	兵庫県豊岡市（城崎温泉）	城崎温泉の古い町並み、文学碑等を散策する機能を持った園地として整備する。	平2.4.6告示
23	宿舎	兵庫県豊岡市（城崎温泉）	自然と歴史に恵まれた町並み景観を生かしつつ、山陰海岸の主要な宿泊拠点として整備する。	平2.4.6告示
25	園地	兵庫県豊岡市（来日岳）	円山川流域を展望する園地として整備する。	平2.4.6告示
27	園地	兵庫県美方郡香美町（岡見公園）	海岸の展望及びシイ、ツバキ等の自然林を探勝する園地として整備する。	平2.4.6告示
28	宿舎	兵庫県美方郡香美町（境）	リアス海岸の景観を展望する宿泊施設として整備する。	平2.4.6告示
29	園地	兵庫県美方郡香美町（三田浜）	海岸線の展望及び海水浴利用の園地として整備する。	平2.4.6告示
31	園地	兵庫県美方郡香美町（御崎）	御崎の海岸を展望する園地として整備する。	平2.4.6告示
32	休憩所	兵庫県美方郡新温泉町（三尾日和山）	三尾大島等但馬御火浦を展望する休憩所として整備する。	平2.4.6告示
33	園地	兵庫県美方郡新温泉町（田井）	海域公園の探勝及び海水浴利用の園地として整備する。	平2.4.6告示
35	園地	兵庫県美方郡新温泉町（観音山）	鬼門崎等但馬御火浦の西部海岸を展望する園地として整備する。	平2.4.6告示
36	水泳場	兵庫県美方郡新温泉町（浜坂）	海水浴の便益施設を主体として整備する。	平2.4.6告示
37	園地	兵庫県美方郡新温泉町（城山）	海岸線の展望及び海水浴利用の園地として整備する。	平2.4.6告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
38	宿 舎	兵庫県美方郡新温泉町（城山）	青少年を対象とした野外活動の基地となる宿泊施設を整備する。	平2.4.6告示
39	園 地	兵庫県美方郡新温泉町（釜屋）	海域公園を展望する園地として整備する。	平2.4.6告示
40	園 地	兵庫県美方郡新温泉町（居組）	海岸線の展望及び海水浴利用の園地として整備する。	平2.4.6告示
41	園 地	兵庫県美方郡新温泉町及び鳥取県岩美郡岩美町（汐吹岬）	浦富海岸や但馬海岸を展望する園地として整備する。	平2.4.6告示
42	水 泳 場	鳥取県岩美郡岩美町（東浜）	海水浴の便益施設を主体として整備する。	平2.4.6告示
43	展 望 施 設	鳥取県岩美郡岩美町（田後）	海岸の展望地点として整備する。	平2.4.6告示
44	園 地	鳥取県岩美郡岩美町（城原）	海域公園の探勝及び海水浴利用のための園地として整備する。	平2.4.6告示
46	水 泳 場	鳥取県岩美郡岩美町（大谷）	海水浴の便益施設を主体として整備する。	平2.4.6告示
47	宿 舎	鳥取県鳥取市（細川）	水泳場利用者等の中規模な宿泊施設を整備する。	平2.4.6告示
48	水 泳 場	鳥取県鳥取市（岩戸、細川）	海水浴の便益施設を主体として整備する。	平2.4.6告示
49	水 泳 場	鳥取県鳥取市（砂丘）	海水浴の便益施設を主体として整備する。	平2.4.6告示
50	野 営 場	鳥取県鳥取市（湯山）	海水浴利用者等の野営場として整備する。	平2.4.6告示
51	園 地	鳥取県鳥取市（二ツ山）	ピクニック及び海水浴利用のための園地として整備する。	平2.4.6告示
52	ゴ ル フ 場	鳥取県鳥取市（鳥取砂丘）	鳥取砂丘を展望することができるゴルフ場とする。	平2.4.6告示
53	園 地	京都府京丹後市（浜詰）	丹後砂丘の丘陵地形と砂浜を活かした海岸探勝及び海水浴利用のための施設を整備する。	平8.12.25告示
54	野 営 場	京都府京丹後市（箱石）	丹後砂丘の丘陵地形を活かした自然とふれあうための野外宿泊の場として整備する。	平8.12.25告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
55	園地	京都府京丹後市（湊宮）	砂嘴地形を活かした海岸探勝及び海水浴利用のための施設を整備する。	平8.12.25告示
56	園地	兵庫県豊岡市（気比ノ浜）	砂浜海岸を活かした海岸探勝及び海水浴利用のための施設を整備する。	平8.12.25告示
57	野営場	兵庫県豊岡市（気比ノ浜）	砂浜と背後のマツ林を活かした自然とふれあうための野外宿泊の場として整備する。	平8.12.25告示
58	駐車場	兵庫県豊岡市（日和山）	沈降地形を活かした海岸探勝及び休養等の拠点となる施設を整備する。	平8.12.25告示
59	園地	兵庫県豊岡市（楽々浦）	円山川畔の自然環境を活かした散策及び休養のための施設を整備する。	平8.12.25告示
60	野営場	兵庫県美方郡新温泉町（田井）	海食崖の景観と里山の自然を生かした野外宿泊の場として整備する。	平8.12.25告示
61	野営場	兵庫県美方郡新温泉町（浜坂）	砂浜と背後のマツ林を活かした自然とふれあうための野外宿泊の場として整備する。	平8.12.25告示
62	野営場	京都府京丹後市（蒲井）	海水浴及びシーカヤック利用者等の野営場として整備する。	令6.3.28告示
63	野営場	兵庫県美方郡香美町（三田浜）	海水浴及びシーカヤック利用者等の野営場として整備する。	令6.3.28告示
64	野営場	兵庫県美方郡新温泉町（居組）	海水浴及びシーカヤック利用者等の野営場として整備する。	令6.3.28告示

(ウ) 道路

a 車道

車道を次のとおりとする。

(表 20 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	網野塩江海岸線	起点—京都府京丹後市 (浅茂川・国立公園境界) 終点—京都府京丹後市 (磯・国立公園境界) 起点—京都府京丹後市 (磯・国立公園境界) 終点—京都府京丹後市 (塩江・国立公園境界)	平磯海岸、 五色浜海域公園	五色浜海域公園、平磯海岸への到達道路として整備する。	平 2. 4. 6 告示
2	久美浜周廻線	起点—京都府京丹後市 (葛野・国立公園境界) 終点—京都府京丹後市 (湊宮・国立公園境界) 起点—京都府京丹後市 (大向・国立公園境界) 終点—京都府京丹後市 (久美浜・国立公園境界)		久美浜湾を周回する道路として整備する。	令 6. 3. 28 告示
3	兜山周廻線	起点—京都府京丹後市 (甲山・国立公園境界) 終点—京都府京丹後市 (甲山・国立公園境界)		兜山を周回する道路として整備する。	平 2. 4. 6 告示
4	但馬海岸線	起点—兵庫県豊岡市 (日和山・国立公園境界) 終点—兵庫県豊岡市 (竹野浜・国立公園境界) 起点—兵庫県豊岡市 (西町・国立公園境界) 終点—兵庫県美方郡香美町 (安木・国立公園境界) 起点—兵庫県美方郡香美町 (安木・国立公園境界) 終点—兵庫県美方郡香美町 (訓谷・国立公園境界) 起点—兵庫県美方郡香美町 (無南垣・国立公園境界) 終点—兵庫県美方郡香美町 (浦上・国立公園境界) 起点—兵庫県美方郡香美町 (沖浦・国立公園境界) 終点—兵庫県美方郡香美町 (境・国立公園境界)	豊岡海域公園、 竹野集団施設地区 (竹野 浜、休暇村竹野海岸)、 切浜、 安木浜、 今子浦集団施設地区	但馬海岸地区を縦貫する基幹道路として整備する。	平 2. 4. 6 告示
5	城崎竹野線	起点—兵庫県豊岡市 (湯島) 終点—兵庫県豊岡市 (阿金谷・国立公園境界)	鋳物師戻峠	城崎温泉から竹野方面への到達道路として整備する。	平 2. 4. 6 告示
7	香住三田浜線	起点—兵庫県美方郡香美町 (下浜・国立公園境界) 終点—兵庫県美方郡香美町 (三田浜)		三田浜への到達道路として整備する。	平 2. 4. 6 告示

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
8	香住浜坂線	起点—兵庫県美方郡香美町（鎧・国立公園境界） 終点—兵庫県美方郡香美町（余部・国立公園境界） 起点—兵庫県美方郡香美町（余部・国立公園境界） 終点—兵庫県美方郡新温泉町（三尾・国立公園境界） 起点—兵庫県美方郡新温泉町（赤崎・国立公園境界） 終点—兵庫県美方郡新温泉町（田井・国立公園境界） 起点—兵庫県美方郡新温泉町（指杭・国立公園境界） 終点—兵庫県美方郡新温泉町（清富・国立公園境界）	但馬御火浦海岸（御崎、鎧崎、三尾大島、田井の浜）	但馬御火浦への到達道路として整備する。	令6.3.28告示
9	浜坂浦富線	起点—兵庫県美方郡新温泉町（諸寄・国立公園境界） 終点—兵庫県美方郡新温泉町（居組・国立公園境界） 起点—兵庫県美方郡新温泉町（居組・国立公園境界） 終点—鳥取県岩美郡岩美町（陸上・国立公園境界） 起点—鳥取県岩美郡岩美町（陸上・国立公園境界） 終点—鳥取県岩美郡岩美町（小羽尾・国立公園境界） 起点—鳥取県岩美郡岩美町（小羽尾・国立公園境界） 終点—鳥取県岩美郡岩美町（浦富・国立公園境界）	海金剛、 汐吹岬、 羽尾海岸、 浦富海岸	但馬海岸から浦富海岸に至る基幹道路として整備する。	平2.4.6告示
10	羽尾岬線	起点—鳥取県岩美郡岩美町（小羽尾・車道分岐点） 終点—鳥取県岩美郡岩美町（浦富集団施設地区）	羽尾岬	浦富集団施設地区・羽尾岬への到達道路として整備する。	平8.12.25告示
11	浦富網代線	起点—鳥取県岩美郡岩美町（浦富・車道分岐点） 終点—鳥取県岩美郡岩美町（網代・国立公園境界）	浦富海岸	浦富海岸への到達道路として整備する。	平2.4.6告示
12	鳥取砂丘線	起点—鳥取県鳥取市（細川・国立公園境界） 終点—鳥取県鳥取市（浜坂・国立公園境界）	鳥取砂丘	鳥取砂丘への到達道路として整備する。 全線に自転車道を併設する。	平2.4.6告示

b 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 21 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	告示年月日
2	箱石湊宮線	起点—京都府京丹後市 (箱石) 終点—京都府京丹後市 (湊宮)	函石遺物包含地	箱石から湊宮へ至る自然探勝路として整備する。	平 2. 4. 6 告示
3	久美浜気比線	起点—京都府京丹後市 (大向・国立公園境界) 終点—京都府京丹後市 (蒲井・歩道合流点) 起点—京都府京丹後市 (大向・国立公園境界) 終点—京都府京丹後市 (蒲井・国立公園境界) 起点—京都府京丹後市 (蒲井・国立公園境界) 終点—兵庫県豊岡市 (気比・国立公園境界)	田結峠、 田結湿地	久美浜湾・大向から気比海岸へ至る自然探勝路として整備する。	令 6. 3. 28 告示
4	兜山線	起点—京都府京丹後市 (甲山・国立公園境界) 終点—京都府京丹後市 (甲山・国立公園境界)	兜山山頂	兜山山頂へ至る歩道及び久美浜湾の湖岸歩道として整備する。	平 2. 4. 6 告示
6	来日岳登山線	起点—兵庫県豊岡市 (今津・歩道分岐点) 起点—兵庫県豊岡市 (来日岳山頂)		来日岳へ至る登山道として整備する。	平 9. 12. 16 告示
1 2	観音山線	起点—兵庫県美方郡新温泉町 (清富・国立公園境界) 終点—兵庫県美方郡新温泉町 (清富)		観音山への登山路として整備する。	令 6. 3. 28 告示
1 4	中国自然歩道線	起点—鳥取県岩美郡岩美町 (大谷・国立公園境界) 終点—鳥取県鳥取市 (岩戸・国立公園境界) 起点—鳥取県鳥取市 (岩戸・国立公園境界) 終点—鳥取県鳥取市 (浜坂・国立公園境界)	駟馳山、 鳥取砂丘	駟馳山海岸と鳥取砂丘の自然探勝路として整備する。	令 6. 3. 28 告示
1 6	鳥取砂丘線	起点—鳥取県鳥取市 (浜坂・車道合流点) 終点—鳥取県鳥取市 (浜坂・車道分岐点)		鳥取砂丘の自然探勝路として整備する。	平 2. 4. 6 告示
1 7	近畿自然歩道線	起点—京都府京丹後市 (浅茂川・国立公園境界) 終点—京都府京丹後市 (磯・国立公園境界) 起点—京都府京丹後市 (磯・国立公園境界) 終点—京都府京丹後市 (塩江・国立公園境界) 起点—京都府京丹後市 (塩江・国立公園境界) 終点—京都府京丹後市 (浜詰・国立公園境界) 起点—京都府京丹後市 (箱石) 終点—京都府京丹後市 (葛野・国立公園境界) 起点—京都府京丹後市 (甲山・国立公園境界) 終点—京都府京丹後市 (甲山・国立公園境界) 起点—兵庫県豊岡市 (城崎温泉) 終点—兵庫県豊岡市 (城崎温泉・歩道合流点)	五色浜、 箱石、 城崎温泉、 玄武洞、 日和山海岸、 竹野集団施設地区、 今子浦集団施設地区、 浦富集団施設地区	近畿自然歩道として整備する。	令 6. 3. 28 告示

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
		起点—兵庫県豊岡市（城崎温泉（温泉寺）・歩道分岐点） 終点—兵庫県豊岡市（今津・歩道合流点） 起点—兵庫県豊岡市（城崎温泉（極楽寺）・歩道分岐点） 終点—兵庫県豊岡市（今津・歩道合流点） 起点—兵庫県豊岡市（城崎温泉・歩道分岐点） 終点—兵庫県豊岡市（戸島・国立公園境界） 起点—兵庫県豊岡市（結・国立公園境界） 終点—兵庫県豊岡市（玄武洞・国立公園境界） 起点—兵庫県豊岡市（城崎大橋・歩道分岐点） 終点—兵庫県豊岡市（楽々浦・国立公園境界） 起点—兵庫県豊岡市（日和山・国立公園境界） 終点—兵庫県豊岡市（竹野浜・国立公園境界） 起点—兵庫県豊岡市（竹野・国立公園境界） 終点—兵庫県豊岡市（猫崎） 起点—兵庫県豊岡市（猫崎・歩道分岐点） 終点—兵庫県豊岡市（金剛壁） 起点—兵庫県豊岡市（西町・国立公園境界） 終点—兵庫県豊岡市（切浜） 起点—兵庫県豊岡市（竹野集団施設地区・歩道分岐点） 終点—兵庫県豊岡市（竹野集団施設地区） 起点—兵庫県豊岡市（切浜・国立公園境界） 終点—兵庫県美方郡香美町（安木・国立公園境界） 起点—兵庫県美方郡香美町（安木・国立公園境界） 終点—兵庫県美方郡香美町（訓谷・国立公園境界） 起点—兵庫県美方郡香美町（無南垣・国立公園境界） 終点—兵庫県美方郡香美町（浦上・国立公園境界） 起点—兵庫県美方郡香美町（沖浦・国立公園境界） 終点—兵庫県美方郡香美町（境・国立公園境界） 起点—兵庫県美方郡香美町（今子・歩道分岐点） 終点—兵庫県美方郡香美町（大引鼻展望台） 起点—兵庫県美方郡香美町（下浜・国立公園境界） 終点—兵庫県美方郡香美町（三田浜） 起点—兵庫県美方郡香美町（余部・国立公園境界） 終点—兵庫県美方郡新温泉町（三尾・国立公園境界） 起点—兵庫県美方郡新温泉町（浜坂・国立公園境界） 終点—兵庫県美方郡新温泉町（諸寄・国立公園境界） 起点—兵庫県美方郡新温泉町（諸寄・国立公園境界） 終点—兵庫県美方郡新温泉町（居組・国立公園境界）			

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
		起点—兵庫県美方郡新温泉町（居組・国立公園境界） 終点—鳥取県岩美郡岩美町（陸上・国立公園境界） 起点—鳥取県岩美郡岩美町（陸上・国立公園境界） 終点—鳥取県岩美郡岩美町（網代・国立公園境界）			
18	三田浜余部線	起点—兵庫県美方郡香美町（三田浜・歩道分岐点） 終点—兵庫県美方郡香美町（三田浜・国立公園境界） 起点—兵庫県美方郡香美町（鑑・国立公園境界） 終点—兵庫県美方郡香美町（鑑・国立公園境界） 起点—兵庫県美方郡香美町（鑑・国立公園境界） 終点—兵庫県美方郡香美町（余部・国立公園境界）		三田浜から余部へ至る自然探勝路として整備する。	令6.3.28告示



(エ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 22 : 運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1		係留施設	京都府京丹後市（兜山）		海上からの到達施設及び海上からの探勝のための施設として整備する。	平 2 . 4 . 6 告示
2		係留施設	兵庫県豊岡市（日和山）		海上からの到達施設及び海上からの探勝のための施設として整備する。	平 2 . 4 . 6 告示
3	豊岡海域公園周遊線	船舶運送施設	起点—兵庫県豊岡市（日和山） 終点—兵庫県豊岡市（日和山）		海域公園探勝のための施設として整備する。	平 2 . 4 . 6 告示
4	大師山線	索道運送施設	起点—兵庫県豊岡市（城崎温泉） 終点—兵庫県豊岡市（大師山）	温泉寺	城崎温泉から大師山への到達路線として整備する。	平 2 . 4 . 6 告示
7	浜坂香住線	船舶運送施設	起点—兵庫県美方郡新温泉町（芦屋） 終点—兵庫県美方郡香美町（境）	但馬御火浦、 鎧の袖、 但馬松島	浜坂から香住へ至る海上からの探勝のための施設として整備する。	平 2 . 4 . 6 告示
8		係留施設	鳥取県鳥取市（岩戸）		海上からの到達施設及び海上からの探勝のための施設として整備する。	平 2 . 4 . 6 告示
9		索道運送施設	鳥取県鳥取市（鳥取砂丘）		鳥取砂丘集団施設地区と鳥取砂丘の連絡施設として整備する。	平 2 . 4 . 6 告示

## (2) 自然体験活動計画

### 1. 本計画の対象地域

山陰海岸国立公園（全域）

### 2. 自然体験活動で対象とする当該公園の自然、人文文化の特徴

本公園の景観の中心となるのは、網野海岸から鳥取砂丘まで東西約 75 kmに及ぶ海岸線である。日本海の荒波と季節風による浸食・風化により、海食崖、海食洞、岩礁等が著しく発達し、海岸線は複雑に入り組んでいる。一方、鳥取砂丘や久美浜湾をふさぐ砂州である小天橋等の砂浜地形は、海食地形とは対照的に穏やかな海岸景観となっている。動植物相では、海岸景観を特徴づける海浜植生や、洞窟や断崖を中心に生息する鳥類、砂丘に生息する昆虫類等に特徴があり、海域では広い範囲で藻場が分布している。このような複雑で険峻な地形や日本海の荒波により、北前船の風待ち港や屋根瓦と焼杉板張りの家屋からなる漁村の町並みが形成されるとともに、鳥取砂丘のラッキョウ畑や砂州に守られた久見浜湾のカキ養殖など、個性的な農業や水産業が発展した。こうした「海岸地形の博物館」と称すべき顕著な地形の多様性、そして、これら変化に富んだ地形に応じた個性ある自然環境や文化からなる魅力は、本公園ならではのものである。

### 3. 質の高い自然体験活動の促進に係る方針

本公園では、1. 基本方針において記載した本公園ならではの価値を踏まえ、本公園のストーリー（物語）を効果的に伝えるために必要な要素（ルール、ガイダンス等）を整理しつつ、活動を通じて本公園のストーリー（物語）の理解が促進される自然体験活動を開発・提供することとし、次の方針により質の高い自然体験活動を促進する。

#### ア) 質の高いサービスの提供

- ① 夏の風物詩の海水浴利用に加え、シーカヤックやスタンドアップパドルボード（SUP）、スノーケル等の海上・海中の利用や、トレッキングや散策等の歩く利用、ジオガイドによるツアー等の様々な自然体験の機会を創出し、本公園の魅力の再発見及びより深い自然とのふれあいや自然環境の学びを通じ、利用者の来訪や再訪を促す。
- ② ビジターセンター等の拠点施設において、景観、地形・地質、動植物等の本公園の魅力を知り、学び、体験する機会を創出するとともに、知識や経験を共有し、各種自然体験サービス全体の質の向上を目指す。
- ③ 外国人利用者の受入れ体制の充実を図るため、多言語による情報提供や発信、ガイドの育成等に努める。
- ④ ロングトレイルを通じて、一地域の自然資源のみならず、伝統的な生活文化、街並み景観、温泉、食文化等の多様な資源を組み合わせる等により、広域的な体験型・滞在型観光を推進していく。

イ) 利用環境、情報提供体制の整備

- ① 国内外を問わず利用者が安全かつ快適に利用できるように必要な施設を整備、維持管理し利用環境の向上に努める。
- ② 国内外を問わず利用者が、自然の仕組みや自然環境の保全の重要性を理解し、知識を深めることができるように案内板、解説板等の標識や自然体験、自然環境等の情報提供体制の整備を図る。
- ③ 好展望地については、多くの人に訪れてもらえるよう誘導案内を行うとともに、維持管理体制の構築と適切な管理により良好な眺望を確保し、眺望利用を推進する。
- ④ 著しく老朽化もしくは損壊した施設については、撤去・改修等の対応を関係機関等と検討し、風致景観の維持に努める。また、利用上危険な箇所については、注意標識や安全施設を設ける等、安全確保を図る。

4. 地域ごとに促進する自然体験活動

地域ごとに促進する自然体験活動は次のとおり。

ア) 丹後砂丘とその周辺地域

長大な砂丘、砂浜と日本海が織りなす優れた海岸景観など地域の自然、文化等を活かした海水浴、砂丘部での散策、磯での自然観察、スタンドアップパドルボード（SUP）、スノーケル等の自然体験活動。

イ) 兜山及び久美浜湾とその周辺地域

穏やかな内湾である久美浜湾と兜山から成る雄大な眺望景観など地域の自然、文化等を活かした散策利用や遊覧船、カヌー、スタンドアップパドルボード（SUP）等の自然体験活動。

ウ) 但馬海岸地域

断崖絶壁や洞門、海食崖等の変化に富んだ海岸地形などから成る海岸景観や海中景観など地域の自然、文化等を活かした海水浴や磯観察、シーカヤック、スノーケル、ダイビング、遊覧船等の自然体験活動。

エ) 円山川、玄武洞及びその周辺地域

豊かな里地里山の自然環境や景観、温泉資源など地域の自然、文化等を活かした環境教育・環境学習やエコツアーリズムや展望地をめぐる散策、温泉街の散策等の自然体験活動。

オ) 但馬御火浦及び浜坂地域

迫力ある岩脈の連なりと数多くの海食洞門、洞窟等の波食地形が特徴的なダイナミックな海岸地形、伝統的な建物からなる漁村集落など地域の自然、文化等を活かした環境教育・環境学習やエコツアーリズム、海水浴、遊覧船、シーカヤック、スタンドアップパドルボード（SUP）等の自然体験活動。

カ) 浦富海岸地域

海食崖や海食洞が発達する変化に富んだ海岸線、花崗岩の岩肌と澄んだ海水、岩上のク

ロマツが相まって作りだされる風光明媚な海岸景観、伝統的な建物からなる漁村集落と海岸景観のつながりなど地域の自然、文化等を活かした海水浴、磯観察、展望利用、遊覧船、シーカヤック、スタンドアップパドルボード（SUP）、スノーケルやダイビング等の自然体験活動。

キ) 鳥取砂丘とその周辺地域

壮大な砂丘景観や砂丘の特色、砂丘砂によるせき止め湖など地域の自然、文化等を活かした散策、ガイドを通じた自然観察、シーカヤック、スタンドアップパドルボード（SUP）、自然体験型アクティビティ等の自然体験活動。

#### 4. 参考事項

##### (1) 過去の経緯

###### ア 公園区域

昭和30年 6月20日	
厚生省告示第197号	山陰海岸国定公園の指定
昭和38年 7月15日	
厚生省告示第314号	山陰海岸国定公園の指定の解除
昭和38年 7月15日	
厚生省告示第313号	山陰海岸国立公園の指定
平成 2年 4月 6日	
環境庁告示第 25号	公園区域の全般的な見直し（再検討）
平成 8年12月25日	
環境庁告示第 80号	公園区域の変更（第1回点検）
平成18年12月26日	
環境省告示第156号	公園区域の変更（第2回点検）
平成26年 3月31日	
環境省告示第 53号	公園区域の変更（第3回点検）
令和 6年 3月28日	
環境省告示第 19号	公園区域の変更（第4回点検）

###### イ 規制計画

昭和38年 7月15日	
厚生省告示第315号	公園計画の決定
316号	特別地域の指定
317号	特別保護地区の指定
昭和46年 1月22日	
厚生省告示第 12号	特別地域の変更及び海中公園地区の指定 （豊岡・竹野・浜坂・浦富海岸）
平成 2年 4月 6日	
環境庁告示第 26号	公園計画の全般的な見直し（再検討）
第 27号	特別地域の変更
第 28号	特別保護地区の変更
第 29号	海中公園地区の指定（五色浜）
平成 2年12月 1日	
環境庁告示第103号	車馬等の乗入れ規制地区の指定（鳥取砂丘）

平成 5年 1月20日	環境庁告示第 5号	車馬等の乗入れ規制地区の指定（丹後砂丘）
平成 8年12月25日	環境庁告示第 81号	保護規制計画の変更（第1回点検）
	第 82号	特別地域の変更
平成18年12月26日	環境省告示第157号	保護規制計画の変更（第2回点検）
	第158号	特別地域の変更
	第159号	特別保護地区の変更
平成26年 3月31日	環境省告示第 54号	保護規制計画の変更（第3回点検）
	第 55号	海域公園地区の指定
	第 56号	海域公園地区の変更
	第 57号	捕獲等規制動植物及び区域の指定
令和 6年 3月28日	環境省告示第 20号	保護規制計画の変更（第4回点検）
	第 21号	特別地域の変更
	第 22号	特別保護地区の変更

#### ウ 施設計画

昭和38年 7月15日	厚生省告示第315号	公園計画の決定
昭和40年 8月30日	厚生省告示第413号	利用施設計画の決定
	第414号	利用施設計画の変更
昭和41年 8月26日	厚生省告示第387号	利用施設計画の決定
昭和43年11月 1日	厚生省告示第439号	利用施設計画の決定
昭和44年 9月17日	厚生省告示第309号	利用施設計画の決定及び竹野集団施設地区の指定
	第310号	利用施設計画の廃止
昭和47年 9月16日	厚生省告示第 15号	鳥取砂丘集団施設地区の指定
	第 16号	利用施設計画の決定
	第 22号	利用施設計画の変更

昭和49年 2月 6日	環境庁告示第 8号	利用施設計画の決定及び竹野集団施設地区の区域の変更
平成 2年 4月 6日	環境庁告示第 26号	公園計画の全般的な見直し（再検討）
	第 30号	浦富集団施設地区の指定
	第 31号	鳥取砂丘集団施設地区の区域の変更
平成 8年12月25日	第 81号	保護施設計画の追加及び利用施設計画の変更（第1回点検）
平成 9年12月16日	第 89号	利用施設計画の変更（近畿自然歩道）
平成18年12月26日	環境省告示第160号	浦富集団施設地区の区域の変更（第2回点検）
令和 4年 8月26日	環境省告示第 63号	鳥取砂丘集団施設地区の区域の追加（一部変更）
	第 64号	鳥取砂丘集団施設地区の区域の変更
令和 6年 3月28日	環境省告示第 20号	保護規制計画の変更（第4回点検）